

小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画（案）

平成26年12月

小美玉市教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 小中学校の現状	2
(1) 児童生徒数の推移	2
(2) 規模別学校数	2
2. 小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針の概要	3
(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方	3
(2) 学級規模についての考え方	3
(3) 新しい学校づくりの検討	3
3. 小中学校再編	4
(1) 適正規模・適正配置対象校	4
(2) 学校再編の基本事項	4
4. 小学校統合による児童数及び学級数の将来予測	5
5. 学校施設の耐震化	7
6. 適正配置の具体的方針	8
(1) 小学校	8
(2) 中学校	9
7. 適正配置全体計画	10
(1) 計画の期間等	10
(2) 小学校統合準備組織の設置	11
8. 学校再編によりめざす効果	12
9. 学校再編において配慮すべき事項	12
(1) 学校生活における不安への対応	12
(2) 通学路の安全対策	12
(3) 通学支援	12
(4) 学校跡地の利活用方法	12
10. 小中一貫教育の推進	13
(1) 期待される効果	13
資料編	14

はじめに

全国的な少子化の傾向と同様に、小美玉市においても、昭和60年度のピーク時以降、児童生徒が年々減少し、平成26年度にはピーク時の6割程度まで、児童生徒の減少が進んでいます。

小学校においては、クラス替えができない1学年1学級の学校が半数以上を占めており、今後さらに学校の小規模化が進んだ場合、学校における教育や生活、学校運営などの様々な面に影響を及ぼすことが懸念されます。また、学校施設に目を向けてみると、建築後50年以上が経過し、耐震性に課題が生じている学校があります。

平成20年4月には茨城県教育委員会から公立小中学校の適正規模について、児童生徒のよりよい学習環境や生活環境、人間関係の構築などの面から、望ましい学校の目指すべき姿を示した指針が出されました。

このようなことから、小美玉市教育委員会においても、小中学校の適正規模・適正配置について、平成22年11月に小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に諮問し、答申をいただいたところです。

この実施計画書（案）は、検討委員会からの答申を尊重しながら、児童・生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場としての一定規模を確保するとともに、学校施設耐震化計画などとの整合性を図りながら、小美玉市の将来を担う子どもたちのより良い教育環境の構築に向けた具体策を示すため策定するものです。

実施計画（案）策定に至るまで

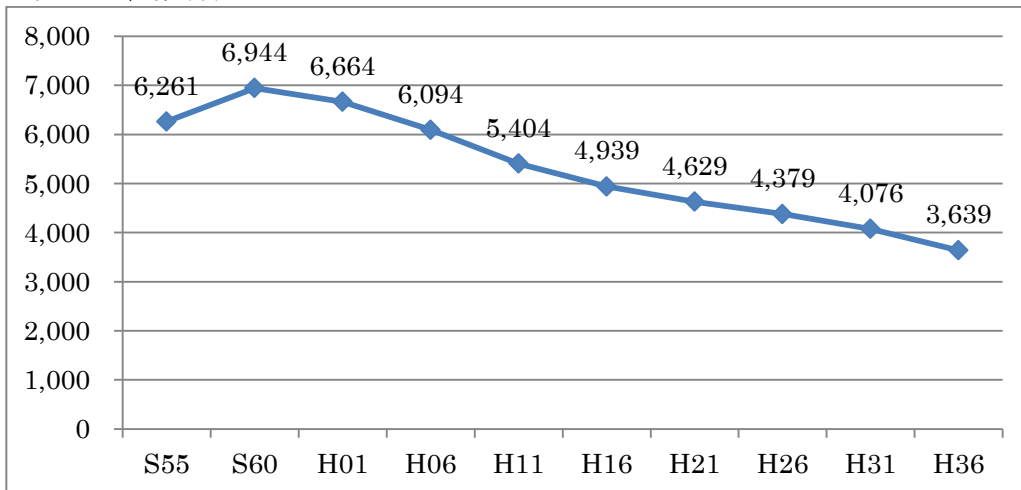
平成22年11月	小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に諮問
平成24年2月	「小美玉市小中学校の規模及び配置の基本的な考え方」答申 (第15回学校規模学校配置適正化検討委員会)
平成24年6月	小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針を策定
10月～11月	基本方針周知のため市内各小学校区で住民説明会を開催
平成25年3月	「小美玉市立小中学校適正配置の具体的方策」中間答申 (第23回学校規模学校配置適正化検討委員会)
平成25年12月～	地域協議会での協議
平成26年5月	
平成26年6月	「小美玉市立小中学校適正配置の具体的方策」答申 (第26回学校規模学校配置適正化検討委員会)
平成26年12月	小美玉市立小中学校規模配置適正化実施計画（案）策定

1 小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

本市の児童生徒数は、全国的な少子化の傾向と同様に、昭和60年度の6,944人をピークに年々減少しており、平成26年度には4,379人、また今後の推計では、平成36年度で3,639人と予想される所であり、児童生徒の減少は今後も続くものと見込まれます。

■児童生徒数合計



(2) 規模別学校数

国の基準では、1～5学級を過小規模校、6～11学級を小規模校、12～18学級を適正規模校、19～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校と規定していますが、本市の小学校では平成26年度現在で適正規模校は5校です。

一方、過小規模校、小規模校は7校で、全体の半数以上を占める状況となっています。中学校では大規模校1校、小規模校3校となっている状況です。

学校規模	過小規模	小規模	学校統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上
小学校	玉里東小	野田小 上吉影小 下吉影小 橘小 玉里小 玉里北小	小川小 竹原小 羽鳥小 堅倉小 納場小			
中学校		小川南中 小川北中 玉里中		美野里中		

資料：S59文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」

2 小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針の概要

(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方

多様な子どもたちが交流し励まし合い、教職員が協力し合って多様な工夫あふれる教育活動を行うとともに、行動面や心理面での問題の防止・発見・対処を柔軟に行うためには、ある程度以上の学校規模が必要であると考え、本市における学校の適正規模を次のとおりとします。

(望ましい学校規模)

○小学校 学年2学級以上

○中学校 学年3学級以上

(2) 学級規模についての考え方

子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、教員の目が一人一人の子どもに行き届くためには学校規模が大きすぎないことが必要です。このことから、本市における学級の適正規模を次のとおりとします。

(望ましい学級規模)

○小学校及び中学校ともに1学級の規模は20～30名

36名以上の学級が生じないよう配慮し、大規模校では子ども一人一人に目が行き届くよう学級規模に配慮していきます。

(3) 新しい学校づくりの検討

学校の規模と配置を適正化するだけでなく、これまでにない新しい学校づくりを検討していく必要があります。

その際、小中一貫教育は一つの可能性として検討していきます。小中一貫校では、小学校と中学校の教職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合って指導に当たり、義務教育9年間を見通した教育課程を編成したり、小学校と中学校が一体となった行事を実施したりすることができます。

また、本市の野田小学校で取り組みが始まっているコミュニティ・スクールも検討すべき可能性の一つです。コミュニティ・スクールでは、学校と保護者、地域住民との連携がいっそう充実し、学校でのさまざまな取り組みの可能性が広がるとともに、学校と地域との一体感が強化されてコミュニティづくりにも効果的です。

3 小中学校再編

小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針に基づき、小中学校の規模・配置を考えた場合、平成26年6月に、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会から答申された「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」において提言のあった学校再編のかたちが最も適切と判断しました。

なお、美野里地区の小学校（竹原小学校・羽鳥小学校・堅倉小学校・納場小学校）及び美野里中学校は適正規模を満たしていることから除外します。また、玉里中学校については、中学校の適正規模を満たしていませんが、新しい学校づくりとして、玉里中学校区の統合小学校との小中一貫校とするため、適正規模・適正配置の対象校から除外します。

（1）適正規模・適正配置対象校

- （ア）小川南中学校区・・・小川小学校、橘小学校
- （イ）小川北中学校区・・・野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校
- （ウ）玉里中学校区・・・玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校

（2）学校再編の基本事項

- （ア）小学校の再編に際しては、対象校をいずれも閉校し新設校を開校する「新設統合校」とします。学校再編においては、将来にわたり良好な教育環境の確保をめざし、それぞれの学校の歴史や伝統を尊重し、これを継承した新しい学校を保護者、地域、学校関係者の協力と理解を得ながら進めます。
- （イ）新設する統合校の学校施設については、できるだけ現行の学校施設の有効利用を図ることとしますが、施設の状況や統合校区内の位置関係によっては新たに学校施設を建設します。
- （ウ）施設整備は「小美玉市耐震改修促進計画」との整合性を図りながら、現行の学校施設の耐震性を踏まえながら進めることとします。

4 小学校統合による児童数及び学級数の将来予測

以下は、平成26年5月現在の各校の状況と将来推計により、統合後の児童数及び学級数を示したものである。

算出根拠	
○将来推計：	平成27年度から平成32年度までの児童数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）を基にした推計値。平成33年度以降は小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値。
○学級数：	学級数については普通学級数を表示。1学級35人で算出

①（仮称）小川・橘統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	77	80	96	82	85	103	523
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H28	児童数	92	77	80	96	82	85	512
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H29	児童数	82	92	77	80	96	82	509
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H30	児童数	88	82	92	77	80	96	515
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H31	児童数	86	88	82	92	77	80	505
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H32	児童数	64	86	88	82	92	77	489
	学級数	2	3	3	3	3	3	17
H33	児童数	75	64	86	88	82	92	487
	学級数	3	2	3	3	3	3	17
H34	児童数	73	75	64	86	88	82	468
	学級数	3	3	2	3	3	3	17
H35	児童数	72	73	75	64	86	88	458
	学級数	3	3	3	2	3	3	17
H36	児童数	72	72	73	75	64	86	442
	学級数	3	3	3	3	2	3	17

② (仮称) 玉里・玉里北・玉里東統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	67	51	67	51	77	67	380
	学級数	2	2	2	2	3	2	13
H28	児童数	63	67	51	67	51	77	376
	学級数	2	2	2	2	2	3	13
H29	児童数	68	63	67	51	67	51	367
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H30	児童数	58	68	63	67	51	67	374
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H31	児童数	53	58	68	63	67	51	360
	学級数	2	2	2	2	2	2	12
H32	児童数	71	53	58	68	63	67	380
	学級数	3	2	2	2	2	2	13
H33	児童数	59	71	53	58	68	63	372
	学級数	2	3	2	2	2	2	13
H34	児童数	60	59	71	53	58	68	369
	学級数	2	2	3	2	2	2	13
H35	児童数	57	60	59	71	53	58	358
	学級数	2	2	2	3	2	2	13
H36	児童数	56	57	60	60	71	53	357
	学級数	2	2	2	2	3	2	13

③ (仮称) 野田・上吉影・下吉影統合小学校

		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	普通学級
H27	児童数	73	71	76	83	70	76	449
	学級数	3	3	3	3	2	3	17
H28	児童数	73	73	71	76	83	70	446
	学級数	3	3	3	3	3	2	17
H29	児童数	72	73	73	71	76	83	448
	学級数	3	3	3	3	3	3	18
H30	児童数	69	72	73	73	71	76	434
	学級数	2	3	3	3	3	3	17
H31	児童数	76	69	72	73	73	71	434
	学級数	3	2	3	3	3	3	17
H32	児童数	54	76	69	72	73	73	417
	学級数	2	3	2	3	3	3	16
H33	児童数	65	54	76	69	72	75	411
	学級数	2	2	3	2	3	3	15
H34	児童数	64	65	54	76	69	72	400
	学級数	2	2	2	3	2	3	14
H35	児童数	63	64	65	54	76	69	391
	学級数	2	2	2	2	3	2	13
H36	児童数	61	63	64	65	54	76	383
	学級数	2	2	2	2	2	3	13

5 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域住民にとっては災害発生時の避難所となり、防災拠点としても重要な役割を担うなど、その安全性の確保は極めて重要となっています。

このことから、学校施設については、文部科学省で定める耐震基準によりIs値0.7以上の強度が求められています。昭和56年度以降に建築された建物は、新耐震基準で建築され、この基準を満たしていることから、それ以前に旧耐震基準で建築された建物について耐震診断を行い、基準以下の場合には耐震補強が必要となります。

本市の学校施設は平成20年度までに耐震診断を完了しており、適正規模、適正配置対象校では、橘小学校の校舎の一部および体育館で耐震補強が必要な状況です。

■ 適正規模、適正配置対象校の学校施設の耐震状況

学校名	種別	構造	面積 (㎡)	建設年	Is 値 (㊦1)	耐震化
小川小	校舎	RC-3F	1,435	S45.3	0.87	補強済
	校舎	RC-3F	1,863	S46.3	0.87	補強済
	体育館	S-2F	658	S48.3	0.93	補強済
橘小	校舎	RC-2F	811	S35.3	0.25	要耐震補強
	校舎	RC-2F	1,074	S41.3	0.59	要耐震補強
	校舎	RC-2F	329	S54.3	1.65	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	304	H06.3	新耐震基準	—
	体育館	S-2F	624	S48.3	0.33	要耐震補強
野田小	校舎	RC-2F	1,122	S44.3	0.73	補強済
	校舎	RC-2F	633	S48.3	0.79	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	578	S52.3	0.92	耐震診断適合
	体育館	S-2F	583	S50.3	0.72	補強済
上吉影小	校舎	RC-3F	1,750	S42.3	0.88	補強済
	校舎	RC-3F	363	S58.3	新耐震基準	—
	体育館	S-2F	517	S50.3	0.76	補強済
下吉影小	校舎	RC-2F	3,513	H15.3	新耐震基準	—
	体育館	RC-1F	1,044	H15.3	新耐震基準	—
玉里小	校舎	RC-3F	2,185	S54.2	0.79	補強済
	校舎	RC-3F	266	S56.2	0.79	補強済
	体育館	S-1F	684	S54.8	1.10	耐震診断適合
玉里北小	校舎	RC-3F	1,770	S54.11	0.90	補強済
	校舎	RC-3F	509	S57.2	新耐震基準	—
	体育館	S-1F	708	S56.3	0.97	耐震診断適合
玉里東小	校舎	RC-2F	1,397	S51.1	0.79	耐震診断適合
	校舎	RC-2F	277	S62.3	新耐震基準	—
	体育館	S-1F	651	S54.2	0.78	耐震診断適合

㊦1: Is値とは、建物の耐震性能を表す指標です。地震力に対する建物の強度、じんせい靱性（変形能力、粘り強さ）が大きいほどこの指標も大きくなり、耐震性能も高くなります。

6 適正配置の具体的方針

(1) 小学校

○小川南中学校区

(ア) 適正配置の方法

小川小学校、橘小学校を統合します。

(イ) 学校の位置

統合小学校の位置は、現在の小川南中学校とします。

(ウ) 学校施設

校舎は新たに建設します。

体育館等は、現行の施設を利用し、プールは現行の施設を小学校用に改修して利用します。

○小川北中学校区

(ア) 適正配置の方法

野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校を統合します。

(イ) 学校の位置

統合小学校の位置は、小川北中学校周辺とします。

(ウ) 学校施設

校舎、体育館等の学校施設を新たに建設します。

○玉里中学校区

(ア) 適正配置の方法

玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校を統合します。

統合小学校は、玉里中学校との小中一貫校とします。

(イ) 学校の位置

小中一貫校の位置は、玉里小学校または玉里中学校とします。

(ウ) 学校施設

小中一体型の校舎を新たに建設します。

体育館、プール等は、現行の施設を利用します。

(2) 中学校

○小川南中学校

(ア) 適正配置の方法

平成24年度末に閉校した県立小川高校は、教育施設としての利用価値が非常に高い施設です。所有者である県においても、地域の教育施設として活用することに対して高い理解を示しています。このため、県より旧小川高校を取得し、中学校施設として整備します。

(イ) 学校の位置

小川南中学校の位置は、旧小川高校とします。

(ウ) 学校施設

校舎は、教室の配置変更に伴う改修のほか、給食用エレベーター及び配膳室の設置工事を行います。体育館、プール等については、現行の施設を利用します。

■小川高校の校舎等の状況

設置年度	校地面積 (㎡)		屋内運動場 (㎡)	
	建物敷地	運動場	建築年	面積・構造
昭和61年	22,118	30,711	昭和61年	1,614・鉄筋コンクリート

校舎（普通教室棟）		校舎（特別教室棟）		プール
建築年	面積・構造	建築年	面積・構造	昭和63年
昭和61年	3,221・鉄筋コンクリート	昭和61年	1,828・鉄筋コンクリート	7コース

(保有教室)

普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路資料・指導
9	3	1	1	-	2	1	1	1	1	1	1
608㎡		1,769㎡									

■小川南中学校の校舎等の状況

設置年度	校地面積 (㎡)		屋内運動場 (㎡)	
	建物敷地	運動場	建築年	面積・構造
昭和40年	14,684	26,129	平成10年	2,143・鉄筋コンクリート

校舎（普通教室棟①）		校舎（普通教室棟②）		プール
建築年	面積・構造	建築年	面積・構造	平成12年
昭和41年	1,500・鉄筋コンクリート	昭和42年	2,322・鉄筋コンクリート	7コース

(保有教室)

普通	理科	音楽	美術	技術	家庭	視聴覚	コンピュータ	図書	特別活動	教育相談	進路資料・指導
11	2	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1
719㎡		1,303㎡									

7 適正配置全体計画

(1) 計画の期間等

全体計画期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間とします。

統合小学校の整備は、学校位置の選定や用地取得、さらには小中一貫校建設のための準備期間を要するものがあります。また、現行の校舎の耐震性を考慮する必要があります。

それぞれの学校の現状を踏まえ、より良い教育環境の整備を、順次進めます。

■整備計画

	学校名	整備予定年度	整備予定地	児童生徒数 (推計)	学級数 (見込)
1	小川南中学校 (移転)	27～28年度	旧小川高校	297人	9学級
	(仮称) 小川・橘統合小学校	27～30年度	小川南中学校	505人	18学級
2	(仮称) 玉里・玉里北・ 玉里東統合小学校	27～32年度	玉里小学校・ 玉里中学校	372人	13学級
	玉里中学校 (小中一貫校)			185人	6学級
3	(仮称) 野田・上吉影・ 下吉影統合小学校	28～34年度	小川北中学校 周辺	391人	13学級

※児童、生徒数は開校予定年度の推計

※学級数は1学年35人で算出

■統合小学校建設費等の概要

	学校名	概算費用	校舎面積	体育館面積
1	(仮称) 小川・橘統合小学校	1,378,000千円	5,300㎡	
2	(仮称) 玉里・玉里北・ 玉里東統合小学校	2,002,000千円	7,700㎡	
	玉里中学校 (小中一貫校)			
3	(仮称) 野田・上吉影・ 下吉影統合小学校	1,467,000千円	4,500㎡	900㎡

※校舎、体育館面積は学級数に応じた必要面積

※校舎：校舎面積(㎡)×26万円

※体育館：体育館面積(㎡)×33万円

※1、2の体育館は現行の施設を利用する。

■ 小学校統合年次スケジュール

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
(仮) 小川・橋統合小学校	●—————▶							
基本設計	●.....▶							
実施設計		●.....▶						
施設整備			●.....▶▶				
その他	●-----▶ (仮) 小学校統合準備委員会による検討							
(仮) 玉里・玉里北・玉里東統合 小学校 (小中一貫校)	●—————▶							
基本設計			●.....▶					
実施設計				●.....▶				
施設整備					●.....▶▶		
その他	●-----▶ 学校建設位置の選定、用地取得の検討、 小中一貫校(校舎一体型)の建設準備	●-----▶ (仮) 小学校統合準備委員会による検討						
(仮) 野田・上吉影・下吉影統合 小学校		●—————▶						
基本設計					●.....▶			
実施設計						●.....▶		
施設整備							●.....▶▶
その他		●-----▶ 学校建設位置の選定、用地取得			●-----▶ (仮) 小学校統合準備委員会による検討			

(2) 小学校統合準備組織の設置

学校再編は、それぞれの学校の歴史や伝統を尊重して、これを継承した新しい学校となることが望まれます。その中で、新たな学校名や教育活動、PTA組織など、細部にわたって検討して決めなければならない課題も数多くあります。このため、各学校のPTAや地域住民、学校関係者、市議会議員等から広く意見を取り入れ、必要事項を検討、決定し、円滑な統合推進を図るため、(仮称) 小学校統合準備委員会を設置します。

8 学校再編によりめざす効果

この学校再編によって、具体的に次のような効果をめざします。

- 複式学級が解消され、今後も複式学級編制の必要がなくなります。
- 1学年複数学級編制により、クラス替えが可能となります。
- 児童数が増えることで、多様な考え方に触れ、切磋琢磨すること等を通して社会性や協調性、たくましさを育みやすくなります。
- 教員が増えることにより、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置が行いやすくなります。
- PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすくなります。

9 学校再編において配慮すべき事項

(1) 学校生活における不安への対応

学校が統合する場合、児童は「新しい環境になじめるか」、「新しい友人関係が築けるか」など様々な不安を抱くことが考えられます。このような不安を取り除き、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、統合前の合同授業や合同行事を積極的に行います。また統合後は、不安や悩みを抱える児童の相談などの対応を行う教員や非常勤講師を配置し、児童に対するケアを行います。

(2) 通学路の安全対策

学校再編による通学区域の変更に伴う危険箇所の点検を行い、通学路の安全対策について、早期に整備できるよう調整します。信号機や横断歩道の整備については、早期に設置できるよう警察署や関係機関に働きかけます。

(3) 通学支援

学校再編により遠距離通学になる児童には、スクールバスを運行し、通学に対する負担軽減と安全を確保します。

文部科学省の通学距離基準では、小学校は概ね4km以内と規定されています。本市でもこの距離基準を目安としますが、学校や保護者の要望等を踏まえ、従前の通学距離や通学班等、地域の実情に即した距離基準を弾力的に設定します。なお運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定のほか、利用者負担のあり方について、(仮称)小学校統合準備委員会で決定します。

(4) 学校跡地の利活用方法

学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動、地域コミュニティの中心的役割のほか、地域防災拠点など公共的役割を担っていることを踏まえ、学校跡地は、公の施設としての転用を基本として検討します。

具体的な利活用方法については、庁内に学校跡地利用検討組織を設置し、全庁的な観点から総合的に判断するほか、地域のご意見をお聞きしながら学校跡地の利活用を進めます。

10 小中一貫教育の推進

本市では、「小美玉市学校教育プラン」に基づき、学びの連続性を踏まえた小中の連携を推進しており、小中一貫教育を目指した「連携と交流」を実施しています。

小中一貫教育とは、小学校と中学校が学習指導や生活指導における連携を図り、義務教育9年間を見通した指導方針のもとで行う教育方式です。

今後は、小中の連携を基礎としながら、中学校区ごとに地域の実態に即した、小中一貫教育の実施に向けた取り組みを進めます。

(1) 期待される効果

○小学校から段階的な教科担任制を導入することや、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ授業を行ったりすることなどによって、中学校へ進学する際の段差をゆるやかなものとし、円滑な接続を図ることで「中一ギャップ^{㊸2}」の解消につながります。

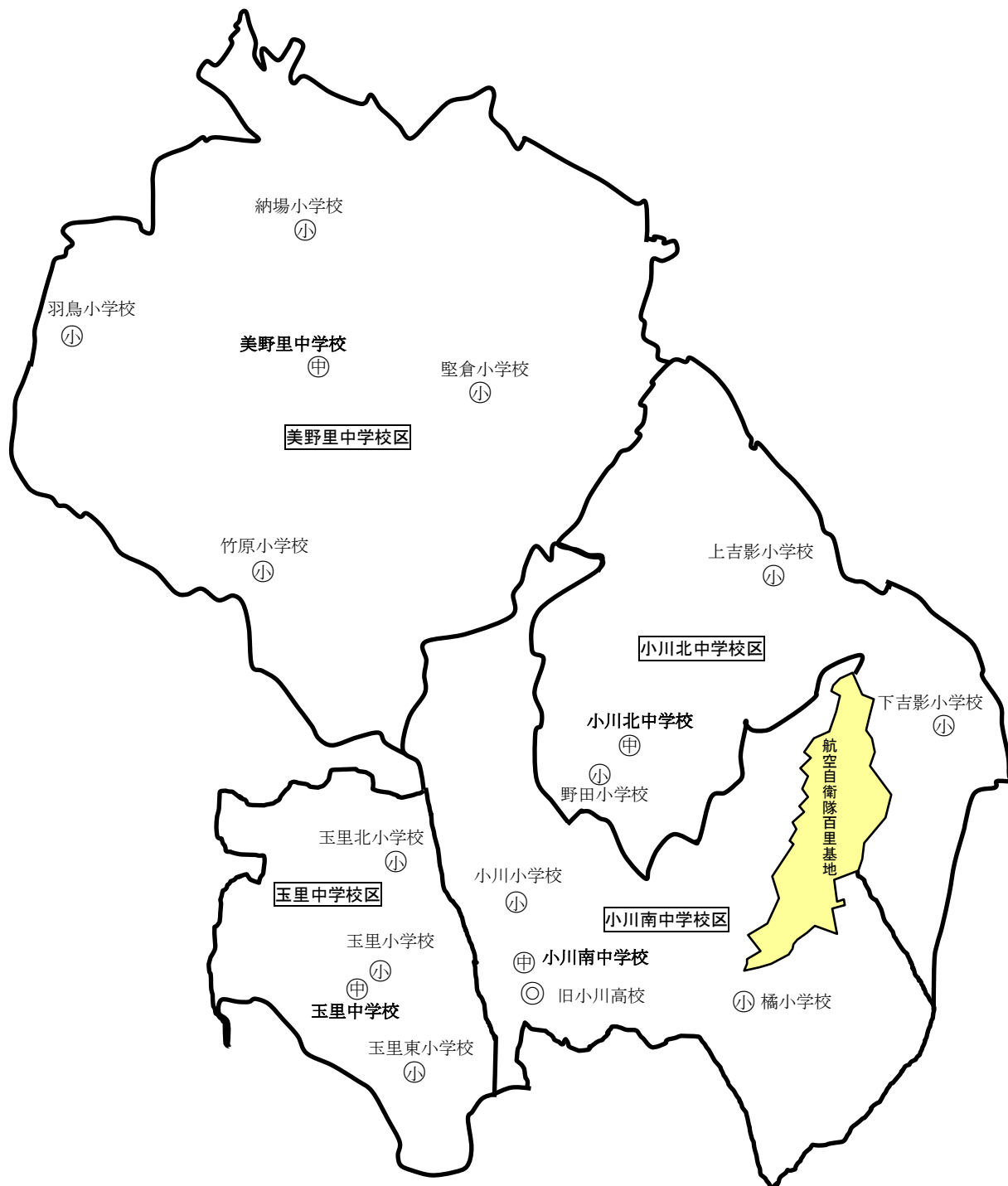
○幅広い異年齢集団による活動を通して、コミュニケーション能力や模範意識などの社会性が育ち、集団の中で自分自身を肯定的に捉える意識や自尊心が育つことが期待できます。

○小学校と中学校の教員の相互協力関係が構築され、児童生徒に対する学習指導、生徒指導により良い変化が生まれることが期待できます。

㊸2：中一ギャップとは、小学校から中学校への進学において授業形態の違い、生活指導方法の違い、上級生や教職員との人間関係の違いなどから学校生活に適應できず、不登校等につながっていく現象

資料編

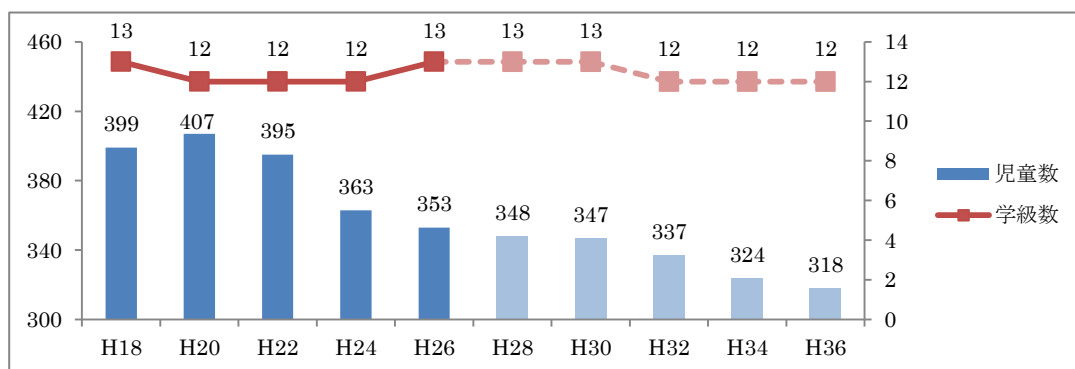
- 【資料 1】 市内小中学校の位置図
- 【資料 2】 適正規模・適正配置対象校の児童数、学級の推移と将来予測
- 【資料 3】 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱
- 【資料 4】 諮問書
- 【資料 5】 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会名簿
- 【資料 6】 小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会の開催経過
- 【資料 7】 「小美玉市小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方」 答申
- 【資料 8】 「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」 中間答申
- 【資料 9】 小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会要綱
- 【資料 10】 地域協議会の開催経過
- 【資料 11】 「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」 答申



①小川小学校

小川小学校は、平成26年5月1日現在で児童数353人、学級数13学級（適正規模校）となっています。児童数は減少傾向となっており、今後の将来予測においても減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	77	68	64	74	50	66	399	13
H19	70	72	68	63	71	46	390	12
H20	67	68	71	67	61	73	407	12
H21	59	67	67	73	63	56	385	12
H22	68	60	68	65	70	64	395	12
H23	56	69	61	68	64	69	387	12
H24	57	53	65	57	67	64	363	12
H25	73	55	55	66	53	69	371	13
H26	55	71	54	53	68	52	353	13
H27	48	55	71	54	53	68	349	13
H28	67	48	55	71	54	53	348	13
H29	51	67	48	55	71	54	346	13
H30	55	51	67	48	55	71	347	13
H31	64	55	51	67	48	55	340	12
H32	52	64	55	51	67	48	337	12
H33	52	52	64	55	51	67	341	12
H34	50	52	52	64	55	51	324	12
H35	50	50	52	52	64	55	323	12
H36	50	50	50	52	52	64	318	12



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

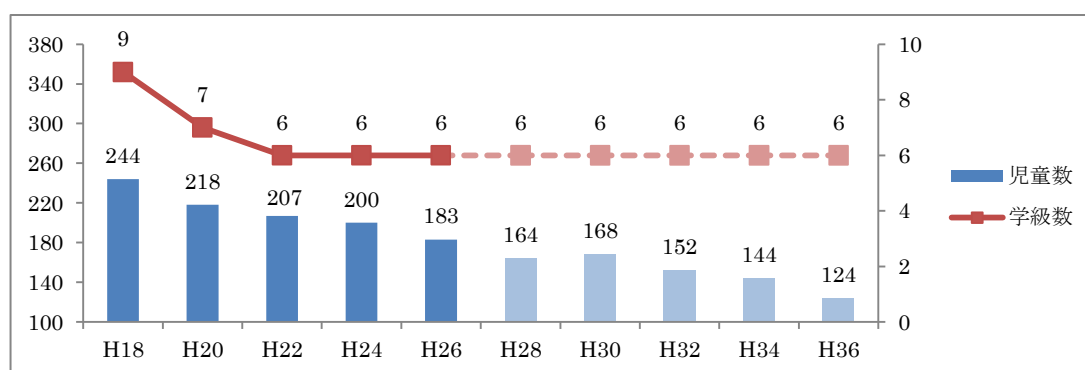
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

②橘小学校

橘小学校は、平成26年5月1日現在で児童数183人、学級数6学級（小規模校）となっています。児童数は減少傾向となっており、今後の将来予測においても減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	39	32	43	45	47	38	244	9
H19	30	40	31	40	43	47	231	8
H20	34	30	41	31	40	42	218	7
H21	38	33	30	41	30	40	212	7
H22	35	38	34	30	40	30	207	6
H23	31	35	38	34	31	40	209	6
H24	29	31	36	38	35	31	200	6
H25	27	29	32	35	38	36	197	6
H26	25	25	28	32	35	38	183	6
H27	29	25	25	28	32	35	174	6
H28	25	29	25	25	28	32	164	6
H29	31	25	29	25	25	28	163	6
H30	33	31	25	29	25	25	168	6
H31	22	33	31	25	29	25	165	6
H32	12	22	33	31	25	29	152	6
H33	23	12	22	33	31	25	146	6
H34	23	23	12	22	33	31	144	6
H35	22	23	23	12	22	33	135	6
H36	22	22	23	23	12	22	124	6



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

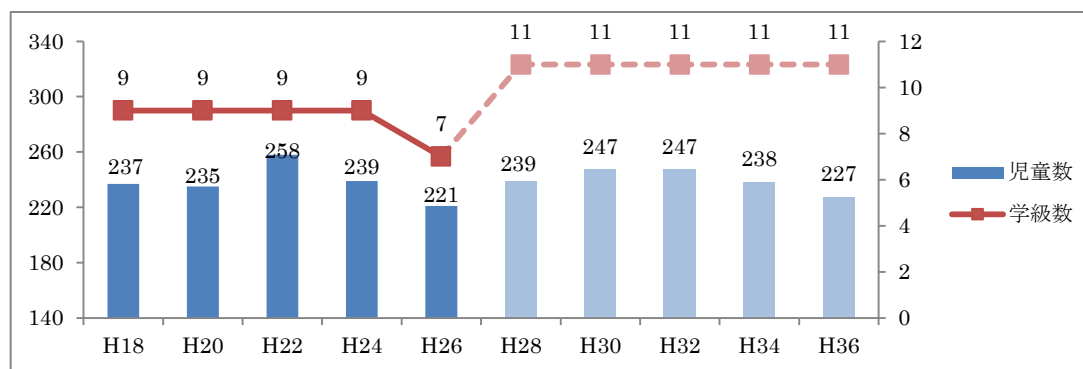
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

③野田小学校

野田小学校は、平成26年5月1日現在で児童数221人、学級数7学級（小規模校）となっています。児童数はゆるやかな減少傾向となっており、今後の将来予測においては一見、横ばい傾向に見えますが、実際は転出者が多く減少することが予想されます。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	44	46	36	28	50	33	237	9
H19	55	43	46	32	28	50	254	10
H20	44	53	40	41	28	29	235	9
H21	35	45	48	38	40	27	233	8
H22	52	37	46	47	38	38	258	9
H23	38	46	30	40	45	35	234	9
H24	44	41	44	31	36	43	239	9
H25	42	42	38	43	28	34	227	9
H26	43	34	40	36	41	27	221	7
H27	44	43	34	40	36	41	238	11
H28	42	44	43	34	40	36	239	11
H29	40	42	44	43	34	40	243	11
H30	44	40	42	44	43	34	247	11
H31	43	44	40	42	44	43	256	12
H32	34	43	44	40	42	44	247	11
H33	39	34	43	44	40	44	244	11
H34	38	39	34	43	44	40	238	11
H35	37	38	39	34	43	44	235	11
H36	36	37	38	39	34	43	227	11



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

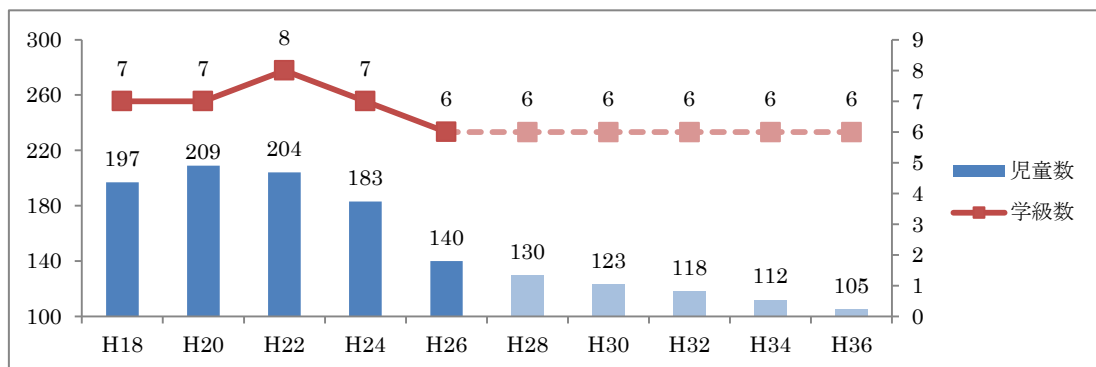
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

④上吉影小学校

上吉影小学校は、平成26年5月1日現在で児童数140人、学級数6学級（小規模校）となっています。児童数は減少傾向となっており、今後の将来予測においても減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	42	26	38	31	31	29	197	7
H19	33	41	27	39	32	31	203	7
H20	43	33	40	26	36	31	209	7
H21	29	45	33	41	26	36	210	8
H22	29	29	47	32	41	26	204	8
H23	21	27	32	45	34	41	200	8
H24	29	21	26	31	43	33	183	7
H25	21	28	20	25	28	43	165	7
H26	18	21	28	21	25	27	140	6
H27	20	18	21	28	21	25	133	6
H28	22	20	18	21	28	21	130	6
H29	21	22	20	18	21	28	130	6
H30	21	21	22	20	18	21	123	6
H31	21	21	21	22	20	18	123	6
H32	13	21	21	21	22	20	118	6
H33	18	13	21	21	21	22	116	6
H34	18	18	13	21	21	21	112	6
H35	18	18	18	13	21	21	109	6
H36	17	18	18	18	13	21	105	6



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

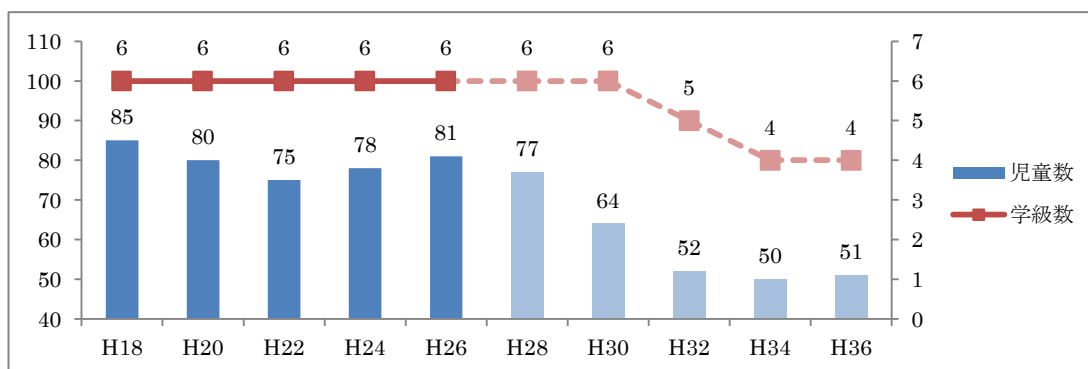
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

⑤下吉影小学校

下吉影小学校は、平成26年5月1日現在で児童数81人、学級数6学級（小規模校）となっています。児童数は横ばい傾向で推移していましたが、今後の将来予測においては減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	16	10	14	16	16	13	85	6
H19	8	16	10	14	16	16	80	6
H20	19	8	17	9	13	14	80	6
H21	12	19	7	16	9	13	76	6
H22	12	11	19	7	17	9	75	6
H23	15	11	11	18	8	16	79	6
H24	14	15	11	12	18	8	78	6
H25	20	15	14	10	12	17	88	6
H26	10	21	15	13	10	12	81	6
H27	9	10	21	15	13	10	78	6
H28	9	9	10	21	15	13	77	6
H29	11	9	9	10	21	15	75	6
H30	4	11	9	9	10	21	64	6
H31	12	4	11	9	9	10	55	5
H32	7	12	4	11	9	9	52	5
H33	8	7	12	4	11	9	51	5
H34	8	8	7	12	4	11	50	4
H35	8	8	8	7	12	4	47	4
H36	8	8	8	8	7	12	51	4



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

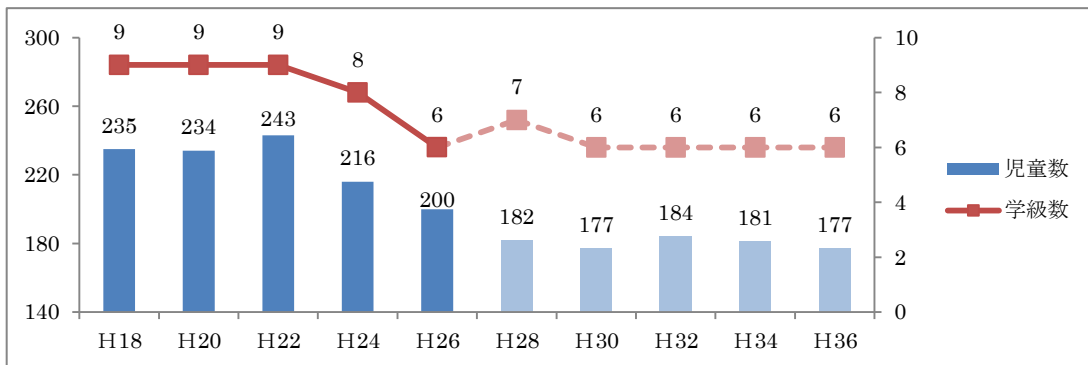
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

⑥玉里小学校

玉里小学校は、平成26年5月1日現在で児童数200人、学級数6学級（小規模校）となっています。児童数は減少傾向となっており、今後の将来予測においては、ゆるやかな減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	44	43	31	31	38	48	235	9
H19	44	47	44	34	32	40	241	10
H20	36	43	46	42	35	32	234	9
H21	38	35	41	46	44	34	236	9
H22	38	40	34	42	45	44	243	9
H23	42	38	38	34	42	43	234	9
H24	23	41	37	39	34	42	216	8
H25	33	25	39	37	40	33	207	6
H26	25	32	26	39	38	40	200	6
H27	35	25	32	26	39	38	195	8
H28	25	35	25	32	26	39	182	7
H29	32	25	35	25	32	26	175	6
H30	28	32	25	35	25	32	177	6
H31	30	28	32	25	35	25	175	6
H32	34	30	28	32	25	35	184	6
H33	28	34	30	28	32	25	177	6
H34	29	28	34	30	28	32	181	6
H35	28	29	28	34	30	28	177	6
H36	27	28	29	29	34	30	177	6



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

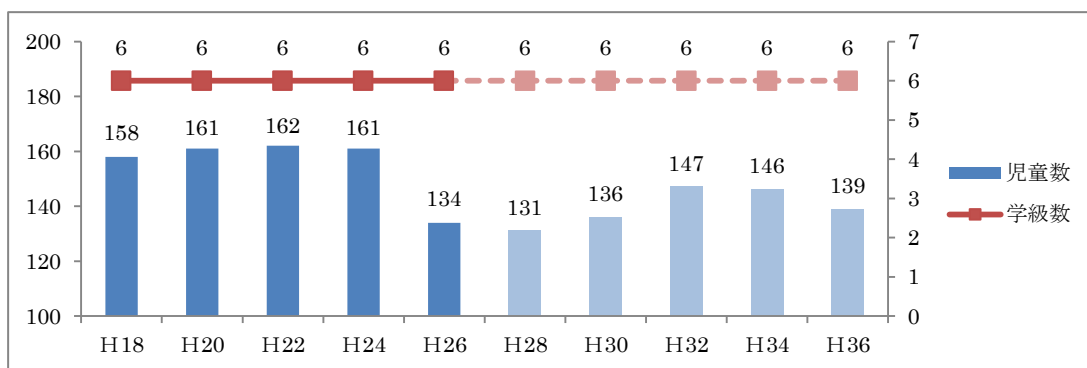
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

⑦玉里北小学校

玉里北小学校は、平成26年5月1日現在で児童数134人、学級数6学級（小規模校）となっています。児童数は減少傾向となっており、今後の将来予測においては横ばい傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	17	26	22	32	35	26	158	6
H19	35	17	26	23	32	34	167	6
H20	29	35	15	26	24	32	161	6
H21	32	29	35	14	28	24	162	6
H22	19	32	28	37	16	30	162	6
H23	25	20	32	28	36	16	157	6
H24	19	27	18	33	27	37	161	6
H25	19	18	28	17	33	26	141	6
H26	17	21	18	28	18	32	134	6
H27	21	17	21	18	28	18	123	6
H28	26	21	17	21	18	28	131	6
H29	31	26	21	17	21	18	134	6
H30	20	31	26	21	17	21	136	6
H31	20	20	31	26	21	17	135	6
H32	29	20	20	31	26	21	147	6
H33	23	29	20	20	31	26	149	6
H34	23	23	29	20	20	31	146	6
H35	22	23	23	29	20	20	137	6
H36	22	22	23	23	29	20	139	6



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

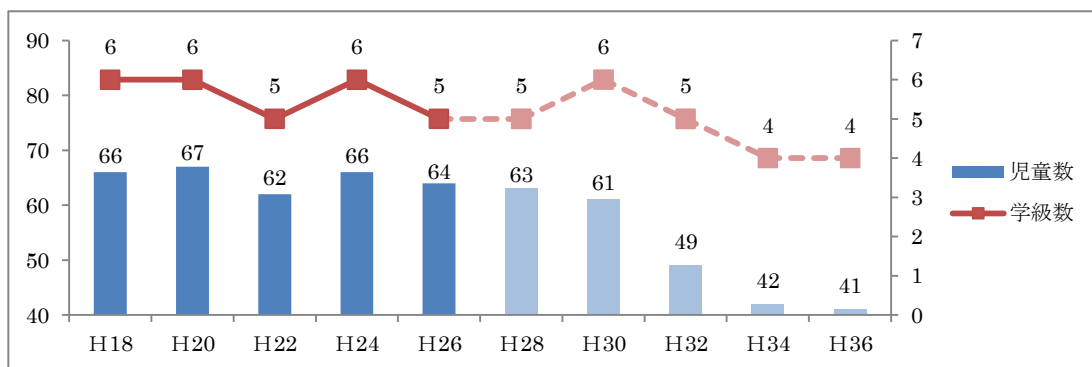
※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

⑧玉里東小学校

玉里東小学校は、平成26年5月1日現在で児童数64人、学級数5学級（3年、4年が複式学級）となっています。児童数は横ばい傾向で推移していましたが、今後の将来予測においては減少傾向で推移します。

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	全校	学級数
H18	8	10	14	14	11	9	66	6
H19	13	8	10	13	14	11	69	6
H20	9	13	8	10	13	14	67	6
H21	13	9	12	8	10	13	65	6
H22	11	13	10	11	8	9	62	5
H23	11	11	13	10	12	8	65	6
H24	8	11	12	13	10	12	66	6
H25	13	8	11	12	13	10	67	6
H26	9	14	7	10	11	13	64	5
H27	11	9	14	7	10	11	62	5
H28	12	11	9	14	7	10	63	5
H29	5	12	11	9	14	7	58	6
H30	10	5	12	11	9	14	61	6
H31	3	10	5	12	11	9	50	5
H32	8	3	10	5	12	11	49	5
H33	8	8	3	10	5	12	46	4
H34	8	8	8	3	10	5	42	4
H35	7	8	8	8	3	10	44	4
H36	7	7	8	8	8	3	41	4



※グラフは特別支援学級を除く

※平成27年度から平成32年度までの児童数及び学級数は、小美玉市住民基本台帳（平成26年4月1日現在）をもとにした推計値

※平成33年度以降は、小美玉市住民基本台帳を基にしたコーホート法による推計値

※平成27年度以降の学級数は、全学年35人学級を採用

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱

平成22年10月25日
小美玉市教育委員会告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 小美玉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、小美玉市立小・中学校の適正な規模及び配置について調査・検討し、児童及び生徒にとって望ましい学校教育環境の基準を作成するため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ検討し答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

- (1) 小美玉市立小・中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- (2) 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について
- (3) 前号に定めるもののほか、教育委員長が必要と認める事項について

(組織)

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 学校長代表
- (4) 小中学校保護者代表
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前項と同様とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

5 会議は、原則公開とする。ただし、委員の申出があれば、会議に諮り、公開しないことができる。

6 会議の議事録は、委員会の承認を得て公開するものとする。

(作業部会)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する

2 この告示は、小美玉市教育委員会からの諮問に対し答申した時点を以って、その効力を失う。

諮 問 書

平成 22 年 11 月 18 日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会 様

小美玉市教育委員会

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会設置要綱（平成 22 年告示第 8 号）第 3 条の規定に基づき、次の事項について検討のうえ、提言いただきたく、別紙理由書を添えて諮問いたします。

（諮問事項）

- 1 小美玉市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- 2 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

諮 問 趣 旨

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においても児童生徒の減少はこれからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想でき、これからの学校の適正配置を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっております。

児童生徒の減少による学校の小規模化については、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されています。

また、学校運営面においても、同学年や同教科の教員が互いに指導方法等を研究、協議するためには、一定の教員数を確保する必要があります。

中学校では教科担任制であり、各教科に専門の教員を確保することが必要であり、特に授業時数の多い5教科については複数の教員の確保が必要となりますが、学校が小規模化すると教員数を確保することが困難となります。

一方、それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあります。特に小学校は子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりをもってきました。

しかしながら学校が小規模化していく中で、将来に向けて小美玉市の学校教育を考えると、小美玉市の子どもたちが等しく、よりよい条件で学び合うことができるための環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた責務であり、そのためには保護者、地域、学校と行政が一体となって取り組む必要があります。

また、社会環境の変化に伴う教育内容の充実や校舎・体育館の老朽化などに伴ない、耐震補強など施設整備の面においても諸課題を抱えています。

こうした局面を変えるためにも、今後、近年の厳しい財政状況を考慮するとともに、効率的な学校運営にも十分配慮しつつ、これらの諸課題に的確に計画的に対応していかなければなりません。

また、平成20年度に本市のまちづくりの指針として策定された小美玉市総合計画においても、「幼・小・中学校の適正配置について検討すること。」が位置づけられています。

検討委員会では、特色ある学校づくり、子どもたちにとってより充実した教育環境が提供できるよう、各学校の規模や配置状況、また地域との関わりなど様々な視点から、今後の小中学校のあり方について議論していただき、小美玉市教育委員会に、小中学校の適正規模及び適正配置について提言いただきたく諮問いたします。

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会名簿

No.	第4条区分	氏名	役職名	任期
1	学識経験者	水本 徳明	筑波大学准教授	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
2	議会代表	野村 武勝	小美玉市議会元議長	平成22年10月25日～ 平成23年11月30日
3		中村 強	小美玉市議会元副議長	平成22年10月25日～ 平成23年11月30日
4		山口 良元	小美玉市議会元文教福祉常任委員長	平成22年10月25日～ 平成23年11月30日
5		村田 春男	小美玉市議会議長	平成24年 1月 4日～ 平成25年 3月31日
6		戸田 見成	小美玉市議会副議長	平成24年 1月 4日～ 平成25年 3月31日
7		萩原 茂	小美玉市議会文教福祉常任委員長	平成24年 1月 4日～ 平成25年 3月31日
8		学校長代表	中川 稔	小川小学校校長
9	小林 義治		美野里中学校校長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
10	矢口 忠衛		玉里小学校校長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
11	小中学校保護者代表	新谷 宣恵	市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員長 玉里中学校女性ネットワーク委員	平成22年10月25日～ 平成23年3月31日
12		星野 広幸	市PTA連絡協議会副会長 小川北中学校PTA会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
13		福田 智彦	市PTA連絡協議会副会長 美野里中学校PTA会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
14		小仁所 浩	市PTA連絡協議会幹事 橘小学校PTA会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
15		西村 浩一	玉里東小学校PTA会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
16		立原 幸子	堅倉小学校PTA副会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
17		鈴木 美樹	上吉影小学校PTA副会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
18		邊見 亜津子	玉里北小学校地区子ども会育成連合会会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
19	その他教育委員会が適当と認める者	中島 淨	市区長会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
20		沼田 マサ	市女性連絡協議会代表 おみたまハーモニー連絡会会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
21		飯島 利武	社会教育委員議長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日
22		竹内 昌信	市民生委員児童委員連合会長	平成22年10月25日～ 平成25年 3月31日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会名簿

No.	第4条区分	氏名	役職名	任期
1	学識経験者	加藤 崇英	茨城大学教育学部 准教授	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
2	議会代表	村田 春男	市議会議長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
3		戸田 見成	市議会副議長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
4		萩原 茂	市議会文教福祉常任委員長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
5	学校長代表	内田 裕	小川北中学校校長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
6		柴山 久	羽鳥小学校校長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
7		磯野 宏人	玉里東小学校校長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
8	小中学校保護者代表	押手 哲也	小川小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
9		石川 栄美子	野田小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
10		吉田 洋史	上吉影小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
11		石川 正	下吉影小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
12		野原 芳浩	橘小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
13		磯部 公一	納場小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
14		松本 建治	竹原小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
15		岩瀬 彩香	玉里小学校PTA会長代理	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
16		堀井 陸司	玉里北小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
17		野口 孝	玉里東小学校PTA会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
18	その他教育委員会が適当と認める者	稲田 弘	市区長会会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
19		小松 政治	子ども会育成連合会会長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日
20		飯島 利武	社会教育委員議長	平成25年10月29日～ 平成26年 6月 4日

資料 6

【小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会の開催経過】

区分	実施日	協議内容
第1回	平成22年11月18日	○委嘱状交付 ○諮問書の交付 ○学校適正化の趣旨及び取り組みについて ○小美玉市の小中学校の現状と今後の児童生徒数の推移 ○公立小中学校の適正規模についての国及び県の動向
第2回	平成22年12月21日	○検討委員に対する各種制度等の勉強会 ○学校での取り組みについて ○教職員配置の仕組みについて
第3回	平成23年 1月18日	○市内学校視察(小学校3校、中学校2校) (野田小、羽鳥小、玉里東小、美野里中、玉里中)
第4回	平成23年 2月10日	○学校の校務分掌について ○学校視察を踏まえての意見交換 ○野田小学校コミュニティスクール実践研究について
第5回	平成23年 2月22日	○小美玉市の財政状況について ○基本計画策定に向けての今後の取り組みについて
第6回	平成23年 3月23日	○学校教育の在り方に関する市民の意向確認について ○今後のスケジュールについて
第7回	平成23年 4月26日	○学校適正化の基本方針及び市民意向調査アンケートの内容について
第8回	平成23年 5月24日	○学校規模学校配置適正化にかかる基本方針について ○学校適正化にかかる情報交換
第9回	平成23年 6月21日	○先進地視察 水戸市立国田小中学校(併設型小中一貫校の取り組み等) 常陸大宮市立緒川小学校(常陸大宮市の学校適正化の取り組み、学校運営等)
第10回	平成23年 7月14日	○視察研修等これまでの活動を通じての意見交換 ○基本方針案の検討協議
第11回	平成23年 7月28日	○基本方針案の検討協議
第12回	平成23年 8月26日	○基本方針案の検討協議
第13回	平成23年 9月27日	○基本方針案の検討協議
第14回	平成23年10月27日	○基本方針案の検討協議
第15回	平成24年 2月 9日	○基本方針最終案の検討協議 ○基本方針の答申
第16回	平成24年6月28日	○委嘱状交付 ○実施計画策定の進め方、及びスケジュールについて
第17回	平成24年7月25日	○基本方針リーフレットの内容について ○住民説明会の進め方について

区 分	実 施 日	協 議 内 容
第18回	平成24年10月16日	○住民説明会の実施方法、及び日程について
第19回	平成24年11月13日	○住民説明会の実施方法について
第20回	平成24年12月25日	○住民説明会の実施報告
第21回	平成25年1月29日	○学校適正化の具体的方策の内容について
第22回	平成25年2月26日	○学校適正化の具体的方策に係る中間答申の内容について
第23回	平成25年3月26日	○適正配置の具体的方策についての中間答申の内容について ○適正配置の具体的方策についての中間答申
第24回	平成25年10月29日	○委嘱状交付 ○地域協議会要綱について ○今後のスケジュールについて
第25回	平成26年3月30日	○地域協議会の会議状況報告
第26回	平成26年6月4日	○適正配置の具体的方策についての最終答申の内容について ○適正配置の具体的方策についての最終答申

資料 7

答 申 書

「小美玉市小中学校の規模及び配置の適正化に関する
基本的な考え方」

平成24年2月9日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会

目 次

1 諮問事項と検討の経緯

- (1) 諮問事項 1
- (2) 本委員会の基本姿勢と検討の経緯 1～2

2 小美玉市の学校教育がめざすべき方向性

- (1) 学校で形成する人間像と能力 2
- (2) 学校の在り方と取り組み 3
- (3) 学校教育の実態と課題 4
- (4) これからの学校のビジョン 5

3 学校規模の適正化についての基本的な考え方

- (1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方 5～6
- (2) 学級規模についての考え方 6
- (3) 教員配置についての考え方 6

4 学校配置の適正化についての基本的な考え方

- (1) 通学区域の見直しについての考え方 6
- (2) 学校の統合についての考え方 7
- (3) 通学手段についての考え方 7

5 適正化の進め方についての基本的な考え方

- (1) 市民の理解 7
- (2) 学校・保護者・地域・行政の連携 8

資 料

- (資料1) 検討委員会規則 9～10
- (資料2) 諮問書 11～12
- (資料3) 委員名簿 13
- (資料4) 本委員会の活動経過 14
- (資料5) 小美玉市の学校規模の変化と推計 15～16
- (資料6) 市民アンケート単純集計 17～27

小美玉市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方

1. 諮問事項と検討の経緯

(1) 諮問事項

本委員会に対する諮問事項は次の2点であった。

- ・小美玉市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的考え方について
- ・小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

諮問書にはその背景が次のように述べられている。

全国的な少子化の傾向と同様に、本市においてもピーク時の6割程度まで児童生徒の減少が進んでおり、これからの本市の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、ますます学校の小規模化が進むことは容易に予想でき、これからの学校の適正規模配置を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。

児童生徒の減少による学校の小規模化については、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする面で、人間関係が固定化し、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されています。

それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあり、特に小学校は子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりを持ってきました。しかしながら、学校が小規模化していく中で、将来に向けて小美玉市の学校教育を考えると、小美玉市の子どもたちが等しくより良い条件で学びあうことができるための環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた責務であり、そのためには保護者・地域・学校と行政が一体となって取り組む必要があります。

本報告は、諮問事項の第1点についての答申である。

(2) 本委員会の基本姿勢と検討の経緯

学校の規模と配置を検討する中で何よりも重視されなければならないのは、子どもたちの豊かな教育環境をつくることである。学校の規模と配置は、学校でどのような人間を育てるのか、またそのためにどのような教育活動を行うのかと不可分の関係にある。さらに、学校の規模と配置は、たとえば学級編制、学級規模、教職員配置、教育予算、学校施設・設備の管理などさまざまな事項と関連している。本市の子どもたちの教育環境をよりよくすることを目指して学校の在り方を広く検討する中で、学校の規模と配置の在り方を検討するべきであるというのが本委員会の基本姿勢である。

そのために、本委員会は次のような作業を行ってきた。

第一は、今日の学校の実態とそれに関わる制度等について把握することである。そのために本市の学校教育の現状や児童生徒数の推移、国や県の教育方針、教職員配置の制度、新しい学習指導要領などについて教育委員会事務局から説明を受けるとともに、学校視察を行った。また、教育財政に関わる制度と実態について財政部局から説明を受けた。

第二は、学校教育の在り方について広く市民の意向を把握することである。そのために、本委員会内部で学校教育についての委員それぞれの見解を述べ合うとともに、一般市民、保護者、教員を対象としたアンケート調査を行った。

第三は、学校教育のこれからの在り方についてアイデアを得ることである。そのために、学校統合やコミュニティ・スクール、小中一貫教育などについて教育委員会事務局から説明を受けるとともに、そのような実践に取り組んでいる学校を視察した。

本委員会のこれまでの活動経過は添付資料の通りである。

2. 小美玉市の学校教育がめざすべき方向性

(1) 学校で形成する人間像と能力

学校は子ども一人一人が受け入れられ、安心して学ぶことができ、自己肯定感を得られる場所でなければならない。これからの社会を構成し、社会に貢献する自立した人間を育成するには、学校教育を通じて自己肯定感とそれを基盤とする自己有用感を形成することが不可欠である。

アンケートでは、小美玉市の子どもたちにとくに次のような人間になってほしいという意見が多かった。

- ・ 社会規範を身に付け、他人を思いやることのできるような人間
- ・ 他人に迷惑をかけず、物事の善悪をしっかりと判断できるような人間
- ・ 困難に負けず、たくましく生きる人間

また、とくに次のような力を身につけてほしいという意見が多かった。

- ・ 読み書きや計算などの基礎学力
- ・ 相手を思いやる気持ちや社会規範
- ・ 自分で調べたり考えたりする力
- ・ 人間としての自分の生き方を考える力
- ・ 人前で自分の考えを分かりやすく述べる力
- ・ 集団活動に参画し、協同的に問題解決する力

しっかりとした知識や思考力を基盤に、人間としての生き方を考える力を身に付け、豊かな心と思いやりをもって他者と協力し合って、郷土を愛し社会を形成する人間を育成することが求められている。

(2) 学校の在り方と取り組み

アンケートでは、学校の在り方として次のような姿がとくに望ましいとされていた。

- ・施設設備が安全である。
- ・子どもたち同士が励まし合って成長する。
- ・子ども一人ひとりに教師の目が行き届く。
- ・教師同士が協力し合う。
- ・図書や教材が充実している
- ・教師が授業準備に十分時間をかけられる

この他、保護者からは「保護者や地域住民に学校の情報が伝えられている」「防音、空調などの面で快適である」ことを望む声も大きい。

学校における具体的な取り組みについては、市民、保護者、教員ともに次の項目について「ぜひ取り組んでもらいたい」あるいは「ぜひ取り組むべきである」とする意見が多かった。

- ・読み書きや計算の反復学習
- ・一人ひとりの子どもの心の支援
- ・道徳教育の充実
- ・グループで話し合ったり調べたりする学習
- ・中学校での部活動の充実

これらに加えて、小、中学校教員では次のような取り組みにぜひ取り組むべきであるという意見が多かった。

- ・学級を分けて行う少人数授業（小学校教員）
- ・一人ひとりの子どもが自分に合った内容を学習する個別指導（小学校教員）
- ・複数の教師と一緒に指導をする授業（小学校教員，中学校教員）
- ・個人で調べて発表する学習（小学校教員，中学校教員）
- ・体育祭（運動会）や文化祭（学芸会）の充実（中学校教員）

これらの他、次のような取り組みに対する希望や必要性の認識も高かった。

- ・職業体験などの社会体験活動（市民，保護者）
- ・愛情込めた厳しい生徒指導（市民，保護者，中学校教員）

つまり、知・徳・体のすべての面にわたって、子ども一人ひとりに応じる教育活動と集団の中で子どもを成長させる教育活動、この両方の必要性が認識されている。そのために多様な学習形態や指導形態の工夫が求められている。その前提として学校が安全で、子どもたちが楽しく生き生きと過ごせ、お互いに信頼できる場所でなければならない。また、教職員が教育活動に集中できる条件が整えられ、相互に協力的であるとともに、教職員と保護者、住民が率直に話し合える関係にあることも重要である。

(3) 学校教育の実態と課題

アンケートによると、とくに身につけてほしいという意見が多かった項目の中で、小、中学校の教員が「とても身につけている」あるいは「身につけている」としている割合が40%を超えているのは、「読み書きや計算などの基礎学力」「相手を思いやる気持ちや社会規範」「集団活動に参画し、協同的に問題解決する力」である。「自分で調べたり考えたりする力」は小、中学校とも40%に届かず、「人間としての自分の生き方を考える力」は30%に届かない。「人前で自分の考えを分かりやすく述べる力」に至っては小学校でおよそ20%、中学校でおよそ10%である。知的な側面、社会的な側面の双方において基礎的な力は育っているものの、積極的に知識を獲得したり、人間としての在り方を考えたり、他者とかわったりする力の育成については課題を残している。

学校の在り方については、「施設設備が安全である」「図書や教材が充実している」「教師が授業準備に十分時間をかけられる」の3項目について小、中学校のおよそ50%以上の教員が「あまり当てはまらない」あるいは「当てはまらない」と回答しており、施設設備の安全、図書・教材の充実、教員の多忙という面で課題のあることがうかがわれる。施設の安全面では、学校は緊急時の避難場所にもなっており、学校施設の耐震化を迅速に進めることも課題である。

また、ぜひ取り組んでほしい（取り組むべきである）という意見が多かった項目の中で、「読み書きや計算の反復学習」「グループで話し合ったり調べたりする学習」「一人ひとりの子どもの心の支援」「体育祭（運動会）や文化祭（学芸会）の充実」「愛情込めた厳しい生徒指導」は小、中学校とも力を入れて取り組まれている。その他、小学校では「個人で調べて発表する学習」「道徳教育の充実」に、中学校では「部活動の充実」に、それぞれ力を入れて取り組まれている。しかし、ぜひ取り組んでほしい（取り組むべきである）という意見が多かった項目の中でも、「一人一人の子どもが自分に合った内容を学習する個別指導」「複数の教師と一緒に指導する授業」「学級を分けて行う少人数指導」は小、中学校ともに力を入れて取り組まれている割合が低い。また、小学校での「職業体験などの社会体験活動」、中学校での「個人で調べて発表する学習」「道徳教育の充実」もそれぞれ力を入れて取り組まれている割合が低い。全体的に、基礎的な教育活動と学習支援は充実しているものの、一人一人の個性に応じた指導や個や集団を活かす多様な指導形態、学習形態の工夫という面では課題を残している。

アンケートの自由記述では、小規模校で一人一人の子どもに目が行き届きやすい半面切磋琢磨する場面が限られ向上心が育ちにくいのではないかと、逆に大規模校では教員の目が行き届きにくくなっているのではないかとという懸念が示されていた。

多様な児童生徒が在籍し関わり合う学校では、児童生徒間の不適応や人間関係のトラブルを防止し、それらが発生したときには迅速に発見、解決することが求められる。本市の小、中学校でも日々そうした取り組みがなされて一定の成果を上げているが、問題解決に時間がかかるケースもある。児童生徒の行動面、心理面での問題の防止、発見、対処の組織的な能力を高めることが課題である。

(4) これからの学校のビジョン

①基本的な方向性

学校は、図書や教材等が充実した安全な環境の下で、子ども一人一人に目が行き届くとともに子ども同士が励まし合って成長する場所でなければならない。また、教員同士が協力し合いながら授業の準備などに十分な時間をかけられる場所でなければならない。

また、本市の学校教育をさらによいものにしていくためには、これまで継続されてきた基礎的な教育活動と学習支援を維持していくとともに、一人一人の個性に応じた指導や個や集団を活かす多様な指導形態、学習形態の工夫、体験的学習活動などをより発展させることが求められる。

一人一人の子どもに目が行き届くためには学習集団が大きすぎないことが必要である。一方、子ども同士が励まし合ったり、多様な教育活動の工夫を行ったり、行動面や心理面の問題に柔軟に対応するためには一定の児童生徒数と教職員数が必要になる。学校の適正規模を考える際には、この両面を考慮する必要がある。

②新しい学校づくりの検討

このような学校の在り方を実現するために学校の規模と配置を適正化するだけでなく、これまでにない新しい学校づくりを検討すべきである。

その際、小中一貫教育は一つの可能性として検討されるべきである。小中一貫校では、小学校と中学校の教職員がそれぞれの専門性を活かしながら協力し合って指導に当たり、義務教育9年間を見通した教育課程を編成したり、小学生と中学生が一体となった行事を実施したりすることができる。

また、本市の野田小学校で取り組みが始まっているコミュニティ・スクールも検討すべき可能性の一つである。コミュニティ・スクールでは、学校と保護者、地域住民との連携がいつそう充実し、学校でのさまざまな取り組みの可能性が広がるとともに、学校と地域との一体感が強化されてコミュニティづくりにも効果的である。

3. 学校規模の適正化についての基本的な考え方

(1) 学校規模（学年の学級数）についての考え方

以上で述べてきたように、多様な子どもたちが交流し励まし合い、教職員が協力し合っで多様な工夫あふれる教育活動を行うとともに、行動面や心理面で問題の防止・発見・対処を柔軟に行うためには、ある程度以上の学校規模が必要である。

小学校について、アンケートでは市民、保護者、小、中学校教員いずれも2学級あるいは3学級が望ましいとされている。どの程度の規模になると対策が必要かという質問に対しては、市民と保護者は学年20名で対策が必要とする割合が最も高かったが、小学校教員は学年10名で対策が必要とする割合が最も高かった。

中学校について、アンケートでは市民、保護者、小、中学校教員いずれも3学級あるいは4学級が望ましいとされている。また、いずれも学年1学級で対策が必要とする割合が最も多い。免許外担当が生じないようにすることは、市民、保護者、小、中学校教員いずれからも重視すべきとされており、とりわけ中学校教員はその割合が高い。

以上のことから、小学校では学年2学級以上、中学校では学年3学級以上が望ましい。とりわけ学年の児童数が20名未満になる小学校と学年1学級になる中学校については優先的に対策を講じることが望ましい。

(2) 学級規模についての考え方

子どもたちが落ち着いた学校生活を送り、教員の目が一人一人の子どもに行き届くためには学級規模が大きすぎないことが必要である。

アンケートでは小、中学校とも、市民、保護者、小、中学校教員いずれも1学級あたり21～30名が望ましいとする割合が最も高い。複式学級をつくらないことは、市民、保護者、小、中学校教員いずれからも重視すべきとされており、とりわけ小学校教員はその割合が高い。また、アンケートの自由記述では、大規模校において子ども一人一人に目が行き届かないのではないかという保護者や市民の懸念がうかがえた。

以上のことから小、中学校とも1学級の規模は20～30名が望ましい。少なくとも、36名以上の学級が生じないようにすべきである。とりわけ大規模校では、子ども一人一人に目が行き届くよう学級規模に配慮することが重要である。

(3) 教員配置についての考え方

以上のような学校・学級規模を実現するためには、教員配置の改善が必要となる。本市としては、教員配置の改善を県や国に要望するとともに、市独自の教員配置の可能性について検討すべきである。

4. 学校配置の適正化についての基本的な考え方

(1) 通学区域の見直しについての考え方

通学区域の見直しは、学校規模適正化の一つの方法である。アンケートでは、学校規模適正化のための通学区域の見直しは、市民、保護者、教員いずれにおいても高い割合で支持されていた。また、通学時間や友人関係など多様な事情から保護者が自らの子どもを適切な学校に通わせることができるよう、通学区域の弾力的な扱いがなされるべきであるし、制度上もそれが可能になっている。

以上のことから、学校規模適正化の方策として通学区域の見直しを検討すべきである。その場合、後述の通学手段の他、通学区域の設定はコミュニティのあり方と密接に関わっているから、子どもや保護者、地域住民の感情に十分配慮すべきである。

(2) 学校の統合についての考え方

学校の統合は学校規模適正化の一つの方法であるが、単にそれにとどまらず新しい学校づくりに向けての取り組みでもある。アンケートでは、学校規模適正化のための学校統合は必ずしも高い支持を得ているわけではない。とりわけ保護者が学校規模適正化の方法として学校統合を支持する割合は、小、中学校ともに4割未満である。しかし、通学区域の見直しのみで適正な学校規模を実現することは困難である。学校規模の適正化がこれまで述べてきたような子どもの教育環境の向上のために必要であるなら、学校統合を含めてその方策を検討すべきである。

以上のことから、学校規模適正化の方策として学校の統合を検討すべきである。その場合、通学距離や通学上の安全面に配慮し、あくまでもそれが子どもたちの教育環境の向上につながるようにすべきであるし、新しい学校づくりという考え方を基に行われるべきである。また、学校の統合はコミュニティのあり方と密接に関わっているから、子どもや保護者、地域住民の感情に十分配慮すべきである。

(3) 通学手段についての考え方

通学区域の見直しや学校統合を行うと、通学距離が遠くなり通学にこれまで以上の時間がかかるようになることが想定される。それが子どもや保護者の過度の負担をもたらさないよう、スクールバスの運行など通学手段の保障について検討すべきである。なお、スクールバスの運行などについて検討する際には、不公平感や学校教育への支障が生じないよう配慮することが重要である。

5. 適正化の進め方についての基本的な考え方

(1) 市民の理解

学校規模・配置の適正化については、何よりも市民の理解を得ることが大切である。とりわけ学校の配置は、子どもたちや保護者ばかりでなく、一般の市民にとっても重要な意味を持っている。学校はコミュニティの一つの拠点だからである。適正化の具体案を検討、決定する過程においては、市民の意向を踏まえ、市民に対して説明をして理解を得ることが大切である。とりわけ、通学区域の見直しや学校統合の対象となる地域の住民に対してはよりていねいな合意形成の手続きが求められる。また、その際には、統合の対象となる学校の跡地や施設設備の活用についても、地域の意向を十分踏まえ、有効な活用方策を検討すべきである。

(2) 学校・保護者・地域・行政の連携

学校の規模と配置を適正化するだけで学校がよりよいものになっていくわけではない。学校教育の向上には、何よりも学校教育の担い手である教職員の積極的な意識と理解、力量が必要である。各学校と教職員自身には、それぞれの学校の条件に応じて本報告に示された市民の願いを受け止め、その実現に向けて実践に取り組むことを期待する。

教育委員会には、学校の規模と配置の適正化のみに終わらず、それを活かした学校改善に対する支援を期待する。また、すでに適正な規模にある学校に対しても、本報告で示した学校の在り方に近づけるよう教育委員会からの支援を期待する。

保護者と地域住民には以上のような学校、教職員、教育委員会の努力に対する理解と支援を求めたい。地域住民が知恵を出し合い、協力して、それぞれの地域で子育てのしやすい環境がつくられることを期待する。

子どもたちの教育環境をよりよいものにしていくために、学校、教職員、保護者、地域住民、行政などそれに関わる者が知恵を出し合い、協力し合うことを期待する。

資料

- ・資料1 検討委員会設置要綱
- ・資料2 諮問書
- ・資料3 委員名簿
- ・資料4 本委員会の活動経過
- ・資料5 小美玉市の学校規模の変化と推計
- ・資料6 市民アンケート単純集計

小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について
【中間答申】

平成 25 年 3 月 26 日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会

〇はじめに

本委員会では、平成24年2月に「小美玉市小中学校の規模及び配置に関する基本的な考え方について」の答申を行ない、市教育委員会は同年6月に「小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針」を策定した。その後、平成24年6月28日から平成25年2月26日までに7回の委員会を開催し、慎重な検討・審議を行なってきた。

この間、基本方針周知のため各小学校区で住民説明会を行ない、その中で頂いた貴重な意見や考え・想いを委員会で分析・審議し、具体的な方策に反映できるか検討した結果、保護者や住民に対して学校適正化への認知度が低いことが分かり、具体的な方策の答申を行なう前に、保護者や住民へ十分な情報提供を行ないながら、子どもたちのより良い教育環境の創造に向けて最善の方策を示すことができるよう、地域での議論を深めていただくたたき台として、この中間答申をまとめた。

今後は、本検討委員会での審議と平行して、地域での協議を併せて行ない、小美玉市の子どもたちにとって安心安全なより良い教育環境の提供に向けて、最終的な答申を取りまとめていくこととしたい。

1. 基本的な事項

- ① 原則として3地区を越えての学区調整・変更は行わないこととする。
- ② 地域住民で協議する組織として、(仮称)地域協議会【以降、協議会とする】を設置し、各学校の将来像について検討し、相互理解を図りながら進めていくこととする。
- ③ 再編に際して、校舎等の施設は基本的には既存の施設を利用することとし、既存施設での学校運営が難しいと判断された場合には、新たな施設整備を検討する。
- ④ 通学手段については、通学距離が遠くなり通学にこれまで以上の時間がかかる児童が増えることが想定されることから、スクールバス等の運行を検討する。その際、協議会の中で十分に協議を行ない、運用等について決定していくこととする。
- ⑤ 協議会の意見を踏まえて、具体的な方策の最終答申を検討委員会で決定する。

2. 配慮する事項

- ① 再編に伴う統廃合が行なわれた場合、学校間で連携して教育課程の編成、教育方法、学校運営等の整合性を図り、特色ある教育活動は新しい学校でも引き継がれるように十分配慮していく。
- ② 再編に伴う統廃合が行なわれた場合、それぞれの学校の歴史や伝統並びに地域の歴史等を尊重のうえ、新しい学校に継承されるよう協議会で十分協議を行ない進めていくこととする。
- ③ 学校は地域の核として歩んできた経緯があるため、統廃合がなされた地域のコミュニティが混乱をきたさないよう十分配慮し、学校と地域コミュニティの新たな関係が構築できるよう検討する。
- ④ 百里飛行場や茨城空港に隣接し、航空機の騒音で教育環境の悪化が著しい学校について、早急な改善が求められることから、移転等も含めて十分協議を行ない進めていくこととする。

3. 再編の枠組み

再編の枠組みについては、基本方針に示されている学校規模の小学校12学級以上並びに中学校9学級以上、また学級規模で20名～30名を目安とする。また、地域バランスや地域特性を活かした小学校・中学校及び小中一貫校での再編を推進する。

① 小学校の再編

よりよい教育環境をつくることを目指して小学校再編を検討する。再編の検討を行なう学校は小川地区で小川小学校、野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校、橘小学校とする。また、美野里地区の羽鳥小学校では児童数の急増が見込まれており、普通教室の確保が難しいと予想される。そのため、学区調整で一時的な増加に対応するのか増築で対応するのか協議をしていく。玉里地区の3小学校については、小中一貫校としての再編を検討していく。

(平成24年度現在児童数)

(現 行)		(再 編 案)		備 考
小川南 中学校区	・小川小学校 362名 普通学級12 特別支援2	小川南 中学校区	小川小学校 362名 橘小学校 199名 合 計 561名 普通学級22 特別支援2	小川南中学校及び小川北中学校の再編については、将来的な推計において、基本方針の学校規模(9学級以上)を維持できる見込のため、当面は再編の対象とはしない。
	・橘小学校 199名 普通学級6 特別支援2		野田小学校 239名 上吉影小学校 183名 下吉影小学校 78名 合 計 500名 普通学級19 特別支援3	
小川北 中学校区	・野田小学校 239名 普通学級9 特別支援2	小川北 中学校区	野田小学校 239名 上吉影小学校 183名 下吉影小学校 78名 合 計 500名 普通学級19 特別支援3	
	・上吉影小学校 183名 普通学級7 特別支援2			
	・下吉影小学校 78名 普通学級6 特別支援1			
美野里 中学校区	・竹原小学校 306名 普通学級11 特別支援2	美野里 中学校区	・竹原小学校 306名 普通学級12 特別支援2	美野里中学校は大規模校ではあるが、将来推計において、生徒数の減少が見込まれており、当面は再編の対象とはしない。
	・羽鳥小学校 470名 普通学級15 特別支援3		・羽鳥小学校 470名 普通学級18 特別支援2	
	・堅倉小学校 374名 普通学級12 特別支援2		・堅倉小学校 374名 普通学級16 特別支援2	
	・納場小学校 307名 普通学級12 特別支援3		・納場小学校 307名 普通学級12 特別支援3	
玉里 中学校区	・玉里小学校 213名 普通学級8 特別支援1	玉里 中学校区	玉里小学校 213名 玉里北小学校 160名 玉里東小学校 66名 合 計 439名 普通学級18 特別支援2	玉里中学校は、新しい学校づくりの検討を行なうため、中学校の再編の対象とはしない。
	・玉里北小学校 160名 普通学級6 特別支援1			
	・玉里東小学校 66名 普通学級6 特別支援1			

※再編案の学級数については、基本方針で定めた学級規模の1学級30名で試算。

② 小中一貫校での再編（新しい学校の検討）

義務教育9年間の連続性、継続・発展性に留意した学校運営や、小・中学校の教育文化の良さを融合し、相乗効果を発揮させ、中1ギャップなどの課題の克服を図り、円滑な学校間の接続を図ることを目指して小中一貫教育を検討する。ただし、現在想定されているデメリットも指摘されていることから、導入にあたっては十分に検証し、地域との理解も十分に深める必要がある。そのため、協議会での協議を優先させ、地域の意向を十分に反映させ進めることとする。対象とする学校は、当面、玉里地区の玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校、及び玉里中学校とする。

4. (仮称) 地域協議会の構成と役割

【設置単位】 現在の小学校区単位で設置。必要に応じて再編案の小学校単位区で協議することとする。

【構成】

- ・学区代表区長他1名程度（代表区長の選任）
- ・学校長
- ・学校評議員
- ・PTA役員及びPTA推薦者（幼稚園の保護者会も含む）
- ・議会推薦市議会議員
- ・学区まちづくり組織（地区コミュニティ）の委員長ほか教育委員会が推薦するもの

以上、人数は概ね10名から20名程度とする。
(学区の規模によって人数は変動する)

【役割】

- ・自分たちの地域の学校の将来像の検討
- ・中間答申（再編案）に対しての学区内の意見集約
- ・中学校のあり方について検討
- ・再編案が合意された場合、通学手段の検討並びに学校跡地利用の検討
- ・学区内でまとまった意見及び方針について、検討委員会への答申

5. 学校と地域の連携

学校の再編は、地域コミュニティとの分断を招きかねないことから、各学校で培ってきた歴史や伝統並びに地域との歴史を継承していくため、再編を実施する学校においては、新しい学校の発足段階からコミュニティスクールの導入などの検討を行なうこととする。コミュニティスクールを導入する場合には、協議会の構成を維持したままコミュニティスクールを立ち上げるのが理想と考える。

6. 最終答申策定スケジュール

平成26年3月の最終答申を目指すこととする。

小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会要綱

(設置)

第1条 小美玉市小中学校における学校規模配置適正化に向けて、小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会が示した具体的な方策の中間答申を協議するため、小美玉市内各小学校区に小美玉市学校規模学校配置適正化地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の学校の将来像について
- (2) 中間答申（再編案）について
- (3) 通学手段の検討並びに学校跡地利用の検討について
- (4) その他必要事項について

(組織)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域代表者（区長等）
- (2) 学校長
- (3) 学校評議員
- (4) P T A役員及びP T A推薦者（幼稚園の保護者会も含む）
- (5) 議会推薦市議会議員
- (6) 学区まちづくり組織（地区コミュニティ）の委員長
- (7) 教育委員会が推薦するもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前項と同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 協議会は、原則公開とする。

(報告)

第7条 会長は、協議会の協議結果を小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会学校教育課及び小学校において協力して行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

◆地域協議会の協議経過

協議会名	委員数	協議会開催日
小川小学校区地域協議会	13名	第1回：平成25年12月12日 第2回：平成26年 1月 9日 第3回：平成26年 2月 6日
<p>中間答申の内容並びに学校再編案については、時代の流れとして少子化は歯止めが効かない状況のため仕方がないとの意見が多く出され、全体の意見として再編案についての理解が得られたが、委員の意見のみで判断するのは難しいとの見解となり、保護者のみを対象として、学校再編並びに学校の位置についてアンケートを実施。アンケート結果を基に協議が行われ、小学校の再編については72%の方が理解すると回答していることから、再編案は了承された。</p> <p>学校の位置については、旧小川高校を利用するとの回答が86%を占めたため、地域協議会としてもアンケート結果を尊重することで方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
橘小学校区地域協議会	12名	第1回：平成25年12月14日 第2回：平成25年12月25日 第3回：平成26年 2月 4日
<p>中間答申の内容並びに学校再編案について地域住民や保護者への情報周知が十分でない中で、協議会の委員だけで判断するのは難しいとの意見が出された。また、橘小は百里基地周辺で騒音が酷く、教育環境として異常な状態にある中で、少子化で児童数減少が進む現状を考え、地域や保護者に学校のあり方について考えてもらうべきであろうということから、保護者並びに未就学児の子どもを持つ世帯を対象にアンケートを実施。アンケート結果を尊重しながら協議が行われ、小学校の再編については62%が理解すると回答していることから、再編案は了承された。学校の位置については、別な場所に移転との回答が46%あり、現在の位置の回答20%を上回っている結果となった。</p> <p>このアンケート結果を基に議論した結果、学校の位置については移転することで方向性が示された。また、移転先については旧小川高校とする意見が多く、その意見を尊重していくことで、地域協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
野田小学校区地域協議会	20名	第1回：平成25年12月16日 第2回：平成26年 1月11日 第3回：平成26年 2月15日
<p>中間答申の内容並びに学校再編案について、基本的に理解するとの意見が出された。ただし、学校の誕生した歴史的背景や、現在でも影響している学区の区域の問題（同じ行政区で2つの小学校に通っている状況）や小川地域で唯一学区コミュニティがあり、県内でも野田小学校のみが行なっている学校運営協議会（コミュニティスクール）など学校と地域が密接に関係していることもあるため簡単に了承というわけにはいかないとの意見が出された。しかし、将来的に児童数の減少が見込まれている状況で、子どもたちの教育環境を考えたときに学校の統合は避けて通れないだろうとの意見が出され、協議の結果再編案について了承することとなった。</p> <p>学校の位置については、現在の位置とする意見や、小中一貫ができる北中周辺との意見が出された。</p> <p>協議の結果、野田小学区の意見を示しながら、再編を進めることで協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
上吉影小学校区地域協議会	16名	第1回：平成25年12月17日 第2回：平成26年 1月14日 第3回：平成26年 2月24日
<p>中間答申の内容並びに学校再編案について、自分たちが通った学校が無くなる事への寂しさや、統合となってからの通学手段の不安、具体的な整備計画が示されない中でいつ統合になるのかという不安など保護者や地域の方々の意見が委員より出されたが、子どもたちの将来を優先的に考えるということで再編案について承認された。</p> <p>統合校の位置や形態については、既存施設を利用するのであれば、敷地の広い現在の位置と考えるが、新しい学校づくりができるのであれば、将来的に小中一貫教育を目指せる形態で統合校の位置を考えられるとのことから、北中学校周辺が良いとの意見が多く出された。だが、北中学校周辺になった場合、通学距離が伸びる児童が出てしまうことからスクールバスが必要との意見が出された。また、スクールバスが運行される場合、乗り遅れを心配する意見や通学距離で一律に判断するのではなく、地域に配慮してもらいたいとの意見が出された。</p> <p>協議会の考えとして、既存の施設を利用するのであれば、現在の位置。スクールバスの運行が確約され、新しい学校づくりができるのであれば、現在の位置に拘らず、小川北中学校周辺という考えで協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
下吉影小学校区地域協議会	16名	第1回：平成25年12月17日 第2回：平成26年 1月14日 第3回：平成26年 2月19日
<p>中間答申の内容並びに学校再編案について、時代の流れとして統合は仕方ないという意見や施設が新しいのでまだ統合は必要ないのではないかという意見、地域との連携を深めている中でいま統合はしたくないなどの意見が出されたが、全体的には統合はやむを得ないとの意見が多かった。しかし、最終的な判断を委員の意見だけで出すのは難しいとのことから、学校再編並びに学校の位置について地域アンケートを行ない、結果を見て最終的に判断することとなった。アンケート結果を尊重しながら協議を行ない、小学校の再編については69%の方が理解すると回答していることから、再編案は了承された。</p> <p>学校の位置については、65%が現在の位置と回答していることから、協議会としても、現在の下吉影小学校と方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
竹原小学校区地域協議会	14名	第1回：平成25年12月20日 第2回：平成26年 2月12日
<p>中間答申に示された再編案については全会一致で了承された。竹原小学校は適正規模の基準を満たしており再編の対象になっていないため、竹原小学校の将来像について議論が行われた。委員から竹原小学校区内の安全マップの見直しが行なわれていることが報告され、災害時に児童の安全が確保できるよう地域消防団との避難訓練の取り入れなどの提案が出された。</p> <p>今後も、学校と保護者と地域との連携を模索しながら知恵を出し合える協議の場を設けることで、協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
羽鳥小学校区地域協議会	20名	第1回：平成25年12月23日 第2回：平成26年 2月20日
<p>中間答申に示された再編案については全会一致で了承された。</p> <p>羽鳥小学校では児童数の増加に伴い、来年度から普通教室が不足することや、体育館の老朽化が直近の課題であることから、この2点を中心に検討が行なわれた。</p> <p>委員からは、体育館を改築して2階に教室を造ったらどうかとの意見や、校舎に4階部分を造ってはどうか、また、教育環境をさらに良くするために、校舎を新築してはどうかとの意見が出された。</p> <p>平成26年度は特別教室の見直しなどで、一時的に普通教室を確保できるが、平成27年度は既存の施設で対応することが不可能になるため、整備案を市で提示し、地域の声を聞きながら、児童数の増加に適切に対応してもらいたいとのことで協議会の意見が一致した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
堅倉小学校区地域協議会	15名	第1回：平成25年12月21日 第2回：平成26年 2月18日
<p>中間答申に示された再編案については全会一致で了承された。</p> <p>堅倉小学校は適正規模の基準を満たしており再編の対象になっていないため、学区の問題並びに、児童の通学手段を中心に協議が進められた。</p> <p>上小岩戸区内では、堅倉小学校と納場小学校で学区が分かれており、どちらかに統一する考えがあるかとの意見が出されたが、地区からの要望が出ているわけではないため、現状を維持していくことで意見が一致した。</p> <p>通学手段について、三箇、先後、西郷地で路線バスを利用して通学している児童がいる。路線バス利用のための運賃のほか、バス存続のための負担金を保護者が支払っており経済的負担が大きいので、再編する小学校でスクールバスが出るのであれば、それに合わせて堅倉小学校区でもスクールバスの導入を要望したいとの意見が出された。また、コミュニティバスの運行時間や運行ルートを見直し、通学に利用できないかとの意見が出された。</p> <p>今後も地域で問題点があれば、まず地区で話し合いを行い、その意見を集約して学校や教育委員会と協議できる場を必要に応じて設けることで協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
納場小学校区地域協議会	15名	第1回：平成25年12月22日 第2回：平成26年 2月17日
<p>中間答申に示された再編案については全会一致で了承された。納場小学校は適正規模の基準を満たしており再編の対象になっていないため、納場小学校の将来像、学校再編により市内の小学校の教育環境が変わって行く中で、納場小学校の児童が教育環境の面で不利益にならないよう議論が行われた。</p> <p>委員から、新築や改修で空調設備が設置され、設備が新しくなる学校がある中で納場小学校においても、児童の教育環境に不利益が出ないように、早めに対応してもらいたいとの意見が出された。</p> <p>通学手段については、納場小学校内で一番遠距離の児童が3kmなので、再編によりスクールバスが運行される場合には、小学校間で不公平感が出ないように市で距離の検討をするよう意見が出された。</p> <p>学区の再編については、学区境で学区外に通学している児童がいることや、校舎が新しくなった学校に行ってしまう児童がでるのではと懸念される意見が出されたが、学区の再編は現状維持で行うことで一致した。</p> <p>今後も必要に応じて、学校と保護者と地域が意見を出し合い、納場小学校の教育環境を良くしていくための協議の場を設けることで、協議会の方向性を確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
玉里小学校区地域協議会	9名	第1回：平成25年12月15日 第2回：平成26年 1月10日 第3回：平成26年 1月28日
<p>中間答申に示された再編案については全会一致で了承された。</p> <p>玉里小学校は、玉里北小学校、玉里東小学校と再編し、玉里中学校との小中一貫校を目指すことが中間答申で示されているため、主に小中一貫校の形態、並びに一貫校の場所について議論が行われた。小中一貫校の形態は、併設型と一体型のどちらで小中一貫教育を進めるべきか議論が重ねられ、一貫教育を行うのであれば、一体型が理想ではないかとの結論に至った。</p> <p>学校の場所については、既存の玉里小学校のほか、文化センターコスモスの隣接地に新たに一貫校を建設してはどうかとの意見が出された。</p> <p>協議の結果、玉里小学校区としては再編案に合意し、学校の場所については基本的に玉里小学校を活用して、新たに施設一体型の小中一貫校を建設することで、協議会の方向性確認した。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
玉里東小学校区地域協議会	第1回 15名	第1回：平成25年12月19日 第2回：平成26年 1月17日
	第2回～ 第5回 20名	第3回：平成26年 1月27日 第4回：平成26年 3月 6日 第5回：平成26年 4月 4日
<p>中間答申に示された再編案について、委員から将来的な児童数の減少を見てこれは喫緊の懸案として早急に検討しなければとの意見や、小人数の学校でメリットは感じるがデメリットはほとんどないとの意見が出された。</p> <p>当初構成された地域協議会の中に、未就学児の保護者がおらず、これから小学生になる児童の保護者の意見は重要だろうとの意見が出され、第2回協議会から未就学児の保護者を委員として加え、さらに議論を深めることになった。</p> <p>第2回協議会において、再編案及び小中一貫校についての議論が行われ、小学校を再編する案については、多数の委員が賛成となったが、小中一貫校については委員の中でも意見が分かれた。</p> <p>小中一貫校については、地域の人も内容が良く分からないのではないかとの意見が出され東小学区内で再編案並びに、小中一貫校についての住民説明会を開き、説明会の場でアンケートを取り、協議会で検討することになったが、説明会の参加者が少なくアンケート結果も全体意見としての信憑性が低いと判断され、再度東小学区全世界帯を対象にアンケートを実施することになった。</p> <p>アンケートの回答率は80%に達したため、アンケート結果を基に議論が行われた。</p> <p>小学校の再編については、地域住民も62%が理解すると回答したため、協議会としても小学校の再編については了承された。しかし、小中一貫校についてはアンケート結果でも過半数を超える回答がなく、委員の中でも意見が分かれていることから、小中一貫校について協議会の意見は示せないとの見解となった。</p>		

協議会名	委員数	協議会開催日
玉里北小学校区地域協議会	12名	第1回：平成25年12月18日 第2回：平成26年 1月15日 第3回：平成26年 1月29日
<p>中間答申に示された再編案について、委員から玉里北小学区は児童数の減少幅が小さいので、現状維持が良いのではとの意見や、いじめなどを考えるとクラス替えが出来る規模の再編は必要との意見が出され、議論を重ねた結果、全会一致ではないものの再編案については了承された。</p> <p>小中一貫校については、県内での事例も少なく、教育レベルが向上するのかとの意見や一貫校のメリットを如何に伸ばしていくかを検討するべきとの意見が出された。</p> <p>一貫校の場所については、現在の北小学校との意見や玉里中学校周辺との意見が出され協議の結果、玉里北小学区としては、21世紀を担う子どもを新たな視点で構築していくべきとの結論となり、施設一体型の小中一貫校を新たに建設すること、学校の場所が変わり遠距離通学になる児童にはスクールバスを運行させることで、協議会の方向性を確認した。</p>		

◆地域協議会代表会議の協議経過

協議会名	委員数	協議会開催日
小川小学校区地域協議会代表	7名	第1回：平成26年 2月25日
橘小学校区地域協議会代表	7名	第2回：平成26年 3月 7日

それぞれの地域協議会で示された、学校再編案についての方向性を報告し、小川小、橘小ともに学校再編について了承が得られていることから、統合小学校の位置について合意形成を図るための協議が行われた。

委員からは、統合後は児童数が500名以上になり、遠距離通学になる児童のためにスクールバスも必要になるだろうから、閉校になった小川高校は敷地も広く適しているとの意見や、小川高校の施設は高校生の体に合わせた設備なので、小学生には広すぎるので南中学校として活用するべきとの意見が出された。

教育委員会で、旧小川高校を南中学校に転用して南中学校を統合小学校とする案と、旧小川高校を統合小学校に転用して南中学校を改修する案に対し、概算工事費も含めたシミュレーションを示し協議を行うことになった。

シミュレーションを基に協議が行われ、委員から南中学校を統合小学校とする場合に増築工事が必要になるため、全体工事費も低くなる増築を必要としない案を採用するべきとの意見や、工事費のみで判断しなければならないのかとの意見が出された。また、築40年を経過している南中学校を改修した場合はたしてどの程度、建物の耐用年数が延びるのかとの意見もあり、協議を重ねた結果、今後さらに改修を必要とするのであれば、南中学校敷地に統合小学校を新築することで意見が一致した。なお、統合小学校の位置を南中とした場合、南中の正門は見通しが悪く児童の安全性が確保されないので、旧小川高校入り口を小学校の正門とし、小・中学校間に連絡路、駐車場を整備してはどうかとの意見が出された。

協議の結果、旧小川高校を南中学校に転用し、南中学校敷地に統合小学校を新築すること。遠距離通学になる児童にはスクールバスを運行し、児童・生徒の安全性の確保や小中連携を強化するため、小中学校間にスクールバス連絡路及び駐車場を整備することで、2校の地域協議会の方向性を確認した。

協議会名	委員数	協議会開催日
野田小学校区地域協議会代表	5名	第1回：平成26年 3月12日
上吉影小学校区地域協議会代表	5名	第2回：平成26年 4月 8日
下吉影小学校区地域協議会代表	5名	第3回：平成26年 5月 8日

それぞれの地域協議会で示された、学校再編案についての方向性を報告し、野田小、上吉影小、下吉影小ともに学校再編について了承が得られていることから、統合小学校の位置について合意形成を図るための協議が行われた。

学校の位置について、3校とも現在の場所に統合校を置くことで、協議会の方向性が示されているため、委員からスクールバスは学校再編につきものだという認識を確認し合うことが大事との意見や、スクールバスの運行が確認されなければ距離が遠い、近いの問題になってしまうとの意見が出されたため、教育委員会事務局からスクールバスは導入予定であることが説明され、共通認識を持って協議を行うこととなった。

委員からはスクールバスの運行にあたっては国の補助基準（4km以上）で話をするのではなく、4km未満でも利用できるよう、市で良く検討するべきとの意見が出された。

統合小学校の位置については、3小学校が統合するだけなら中間地だろうが、小川北中学校周辺地であれば、小中の連携が今後さらに深められるとの意見が出され、協議の結果、統合小学校を小川北中学校周辺に新築し、遠距離通学になる児童にはスクールバスを無料で運行すること、また、地域の拠点である学校の跡地について、市で十分に利活用を検討することで3校の地域協議会の方向性を確認した。

協議会名	委員数	協議会開催日
玉里小学校区地域協議会代表	5名	第1回：平成26年 4月14日
玉里北小学校区地域協議会代表	5名	第2回：平成26年 4月22日
玉里東小学校区地域協議会代表	5名	

それぞれの地域協議会で示された、学校再編案についての方向性を報告し、玉里小、玉里北小、玉里東小ともに学校再編についての了承が得られていることから、小中一貫校の形態、学校の位置について合意形成を図るための協議が行われた。

玉里小学校・玉里北小学校の地域協議会では一体型で意見が一致しており、玉里東小学校地域協議会では一貫校の形態について、併設型の意見が多かったことから、一体型、併設型それぞれに考えられる、メリットやデメリットを考えながら方向性を検討することとなった。

委員から、子どもたちが新しい形態の学校に行って、やっぱり駄目だったというようにはしたくないので、もっと詳しい情報を知ったうえで協議したいとの意見が出たことから、教育委員会事務局より、茨城県内で一体型の小中一貫教育を行っている水戸市立国田小中学校の校舎内の配置や小中一貫教育の取り組み事例が説明された。

委員からは、一体型にすることにより小中学校の教員が義務教育9年間に責任を持つ意識が生まれるのは大きな意味があるとの意見や、児童・生徒数が多くなることから、いきなり一体型の一貫教育を始める必要はないのではないかとの意見が出され、協議を行った結果、一体型の校舎を新築し、最初はそれぞれ小・中学校でスタートしてその中で教員や市、地域住民で問題点を解決していきながら、最終的に一体型の一貫教育を目指して進めることで合意された。場所については、現在の玉里小学校と玉里中学校、その周辺を候補地とし、遠距離通学になる児童に対してはスクールバスを運行することで、3校の地域協議会の方向性を確認した。

小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

【答 申】

平成26年6月4日

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会

目 次

はじめに	1
1 小中学校の現状	2
(1) 児童・生徒数の推移と今後の見込み	2～3
(2) 学校規模の状況	3
2 地域協議会での協議	3
3 小中学校の適正配置に向けた具体的な方策	3～5
(1) 再編対象校	3～4
(2) 小学校の整備再編策	4～5
(3) 中学校の整備策	5
4 小学校の学校再編に伴う遠距離通学への対応	5
5 学校跡地・跡施設の利用	6
6 小中一貫教育	6
おわりに	7

資 料

- (資料1) 検討委員会要綱
- (資料2) 地域協議会要綱
- (資料3) 諮問書
- (資料4) 検討委員名簿
- (資料5) 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的な方策について（中間答申）
- (資料6) 本委員会の活動経過
- (資料7) 地域協議会の協議経過

はじめに

小美玉市学校規模学校配置適正化検討委員会（以下「委員会」という）は、平成22年11月18日小美玉市立小中学校の適正規模及び適正配置について、下記の諮問を受けた。

- (1) 小美玉市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について
- (2) 小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

委員会では、平成24年2月に諮問事項(1)「小美玉市小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方について」の答申を行い、市教育委員会は同年6月に「小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針」を策定した。その後、小美玉市小中学校の具体的方策について委員会で慎重な検討・審議を行ってきた。

この間、基本方針周知のため各小学校区で住民説明会を行い、その中で寄せられた意見や考え・想いを委員会で分析・審議し、具体的な方策に反映できるか検討した結果、保護者や住民に対して学校適正化の認知度が低いことが分かった。そこで、具体的な方策の答申を行う前に、保護者や住民へ十分な情報提供を行いながら、子どもたちのより良い教育環境の創造に向けて最善の方策を示すことができるよう、地域での議論を深めるためのたたき台として平成25年3月に「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」の中間答申を行った。

この中間答申に示した内容について、各小学校区で設置された地域協議会並びに再編案の小学校区の代表による地域協議会代表会議において各小学校の将来像について議論をいただいたところである。今回、各小学校区で取りまとめられた意見を踏まえて、委員会で検討・審議を行った。

本報告は、諮問事項(2)「小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について」の答申である。

小美玉市立小中学校の適正配置の具体的方策について

1. 小中学校の現状

(1) 児童・生徒数の推移と今後の見込み

小美玉市の合併当時、平成18年5月1日の小学校児童数は3,188人、中学校生徒数は1,629人であった。全国的に少子化が進む中で、小美玉市においても、平成31年度には小学生2,636人、中学生1,440人と推測され、平成18年度との比較で、小学生が約17%の減、中学生が約12%の減になる見込みである。

現状のまま推移すれば、将来減少幅はさらに大きくなるものと考えられる。

○小学校の児童数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小川小学校	399	390	407	385	395	387	362	371	353	349	348	346	347	340
野田小学校	237	254	235	233	258	234	239	227	221	238	239	243	247	256
上吉影小学校	197	203	209	210	204	200	183	165	140	133	130	130	123	123
下吉影小学校	85	80	80	76	75	79	78	88	81	78	77	75	64	55
橘小学校	244	231	218	212	207	209	199	197	183	174	164	163	168	165
小川地区小計	1162	1158	1149	1116	1139	1109	1061	1048	978	972	958	957	949	939
竹原小学校	354	354	355	343	334	316	306	292	277	276	254	245	228	211
羽鳥小学校	503	471	450	462	452	466	470	472	516	538	545	545	550	567
堅倉小学校	370	368	375	373	348	357	374	379	363	371	366	335	317	284
納場小学校	340	335	330	317	315	313	307	319	322	309	296	306	298	275
美野里地区小計	1567	1528	1510	1495	1449	1453	1457	1462	1478	1494	1461	1431	1393	1337
玉里小学校	235	241	234	238	243	237	213	207	200	195	182	175	177	175
玉里北小学校	158	167	161	162	162	157	160	141	134	123	131	134	136	135
玉里東小学校	66	69	67	65	62	65	66	67	64	62	63	58	61	50
玉里地区小計	459	477	462	465	467	459	439	415	398	380	376	367	374	360
合 計	3188	3163	3121	3076	3055	3021	2957	2925	2854	2846	2795	2755	2716	2636

※平成26年度までの児童数は学校基本調査（各年5月1日現在）による

※平成26年度以降の児童数は、小学校区別年齢段階別統計（H26.4.1現在）をもとにした推計値

※野田小学校の児童数の推移については、一見増加傾向に見えるが、実際は転出者が多く減少することが予想される

○中学校の生徒数の推移

(人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
小川南中学校	333	331	317	313	307	305	300	298	313	302	301	278	270	263
小川北中学校	285	248	250	228	234	207	231	241	264	236	234	212	229	229
美野里中学校	760	788	789	767	775	766	756	728	734	731	722	711	737	753
玉里中学校	251	253	242	245	225	228	217	236	223	242	219	229	195	195
合 計	1629	1620	1598	1553	1541	1506	1504	1503	1534	1511	1476	1430	1431	1440

※平成26年度までの生徒数は学校基本調査（各年5月1日現在）による

※平成26年度以降の生徒数は、小学校区別年齢段階別統計（H26.4.1現在）をもとにした推計値

(2) 学校規模の状況

小学校の全体の学級数は、昭和61年度が159学級と最も多く、その後児童数の減少とともに平成26年度では133学級となり、約16%の減少となっている。

6～11学級の学校は12校中6校、5学級以下の学校が1校あり、小規模校及び過小規模校の割合が半数を超えている状況である。

中学校の全体の学級数は、平成3年度が66学級と最も多く、平成26年度では、56学級となり約15%の減少となっている。

2. 地域協議会での協議

委員会が示した具体的な方策の中間答申を協議するため、各小学校区単位で設置された地域協議会において、それぞれ2～5回の協議会が開かれ、各小学校の現状や今後の児童数の推移、小学校区で行った再編案についての住民アンケートの結果などを基に、地域の学校の将来像について議論が重ねられた。

再編の対象となった小学校区の地域協議会においては、再編案についての合意が得られたことから、地域協議会から選出された代表委員により、地域協議会代表会議が中学校区単位で2～3回開かれ、各小学校区の地域協議会での結論を出し合い、それを基に議論を重ね、統合校のあり方について統一した方向性が示された。

3. 小中学校の適正配置に向けた具体的な方策(1) 再編対象校

小美玉市小中学校規模配置適正化基本方針並びに、地域協議会で取りまとめられた中間答申についての方向性を検討した結果、小美玉市立学校の適正配置は次表のとおりとする。

小学校

現 行	再 編
小川小学校	小川小・橘小（ア）
橘小学校	
野田小学校	野田小・上吉影小 下吉影小（イ）
上吉影小学校	
下吉影小学校	
竹原小学校	→
羽鳥小学校	→（ウ）
堅倉小学校	→
納場小学校	→
玉里小学校	玉里小・玉里北小 玉里東小（エ）
玉里北小学校	
玉里東小学校	

中学校

現 行	再 編
小川南中学校	→（ア）
小川北中学校	→
美野里中学校	→
玉里中学校	→（イ）

（2）小学校の整備・再編策

（ア） 小川小学校、橘小学校を統合する。統合後の小学校の場所については、航空機の騒音による教育環境への影響を改善するため、現在の小川南中学校を旧小川高校に移転させ南中学校敷地を活用する。

学校施設については、学校規模が大きくなり、既存の施設では対応できなくなることも、また、老朽化対策や小学校の建築基準に適合させるため大規模な改修を要することが考えられることから、新たに学校を建設する方向で検討することが妥当である。さらに、小中連携の強化や将来的な小中一貫教育の導入、通学時の安全確保の観点から隣接する小川南中学校との連絡路の整備を検討することが望ましい。

（イ） 野田小学校、上吉影小学校、下吉影小学校を統合する。学校施設については、学校規模が大きくなり既存の施設では対応できなくなることから、新たに学校を建設する方向で検討することが妥当である。

統合後の学校の場所は、小中連携の強化や将来的な小中一貫教育の導入に対応できるよう小川北中学校周辺が望ましい。

(ウ) 羽鳥小学校は児童数の増加に伴い、平成29年度までに学級数が4学級増加し、その後も学級数の増加が見込まれるため、学区調整のみで増加する児童に対応することが困難と考えられる。このため、施設を増築し普通教室を確保することが妥当である。

(エ) 玉里小学校、玉里北小学校、玉里東小学校を統合する。学校施設については、小中一貫校の導入に地域の理解が得られていることから、玉里小学校及び玉里中学校の敷地を活用し、小中一貫校を新たに建設することが妥当である。

小中一貫校は、小学校と中学校が連携しながらも、児童、並びに生徒が安心、安全な学校生活を送れるよう教育環境の整備には十分配慮されたい。

(3) 中学校の整備策

(ア) 閉校になった旧小川高校は、教育施設としての利用価値が高く、敷地や学校設備も中学生が十分利用できる形態である。このため、旧小川高校を県より取得し、小川南中学校として活用することが妥当である。

(イ) 玉里中学校は、中学校再編は行わず、玉里中学校区の小学校と小中一貫校を新たに建設し、新しい学校づくりを目指すことが望ましい。

4. 小学校の学校再編に伴う遠距離通学への対応

小学校を統合して学校再編を実施すれば、児童によっては通学距離が遠くなることから、次に示す事項を基本にしてスクールバスを運行する必要がある。スクールバスの運行にあたっては、現在小美玉市で運行している市内循環バスの活用も検討されたい。また、再編の対象とならない小学校で、路線バスを利用して通学している児童がいるため、児童および保護者への公平性が保たれるよう十分に配慮されたい。

- ① 学校再編により、通学距離が増大した児童には、徒歩通学の最大距離の基準を決め、それを越す児童については、スクールバスが利用できるよう対応すること。
- ② スクールバスの利用により体力の低下が予想されることから、スクールバスを利用する児童も一定の距離を歩くことを前提とすること。
- ③ ②の場合は、自宅からバスが停車する拠点までを歩いた後、そこからスクールバスに乗って学校に着くようなバスの運用を実施すること。

5. 学校跡地・跡施設利用

学校は長い歴史を有し、地域コミュニティの中心的役割のほか、地域防災拠点としての機能も担っており、地域において重要な施設である。市教育委員会においては、学校跡地・跡施設の利活用について調査・研究を行うとともに、地域住民と連携しながら検討を進められたい。

6. 小中一貫教育

義務教育9年間の連続性、継続・発展性に留意した学校運営や、小・中学校の教育文化の良さを融合し、相乗効果を発揮させ、中1ギャップなどの課題の克服を図り、円滑な学校間の接続を図ることを目指して小中一貫教育を推進されたい。

しかし、小美玉市の4中学校区では、それぞれ学校間の地理的条件や学校規模が異なるため、地域の実態に合った小中一貫教育のかたちが求められる。

市教育委員会においては、目指すべき小中一貫教育の方向性を学校、教職員、保護者、地域住民などと協力しながら検討を進められたい。

おわりに

委員会は、平成22年11月の発足以来、児童・生徒数が減少しつつある小美玉市の現状を踏まえ、法的基準を重視しながらも、保護者や地域の意見を最大限に考慮したうえで、諮問事項について、3年6カ月にわたり先進地視察のほか、26回の委員会を開き、慎重かつ多面的に検討を重ねた。審議の過程において、学校の適正規模・適正配置について無条件にこれが適正と言える理論がない中で、委員各自の経験や見識等に基づく多様な意見が存在し、また地域の実状も違う中、意見の一致を見出すことが難しい課題であった。

委員会としては、小美玉市の将来を担うこどもたちのために、よりよい教育環境を整備し、安心安全な学校生活を送れることを基本に考え、歴史と伝統のある小学校の再編に言及して、断腸の思いで答申に至った。

今回の答申にあたり、地域住民の意見や、細かな地域の実状を検討し、各小学校の将来像を示していただいた地域協議会の委員各位には多大なご尽力を賜り、深く感謝を申し上げる。

市教育委員会においては、この答申をひとつの指針として学校の適正規模・適正配置に取り組み、地域住民や学校関係者の十分な理解と協力のもと、すみやかに且つ円滑に具現化することを期待する。